

# NPO 釜ヶ崎

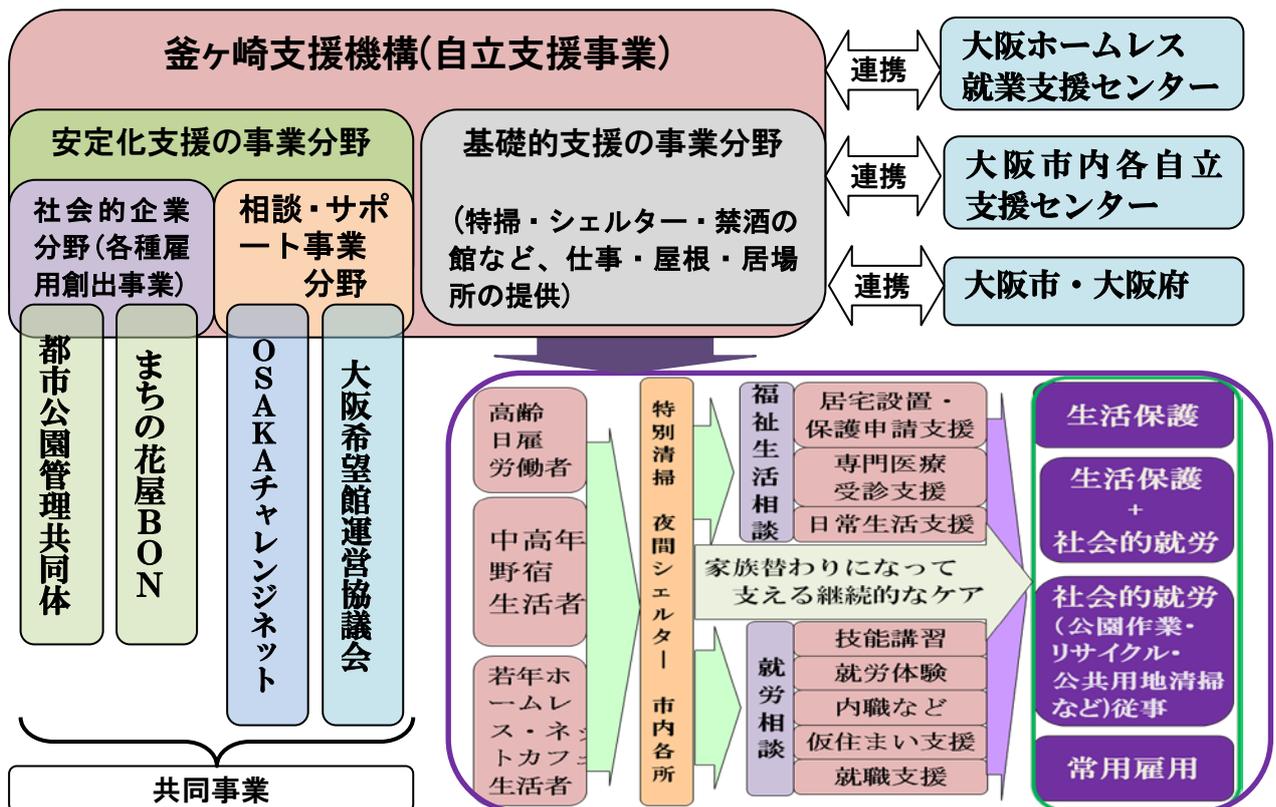
野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

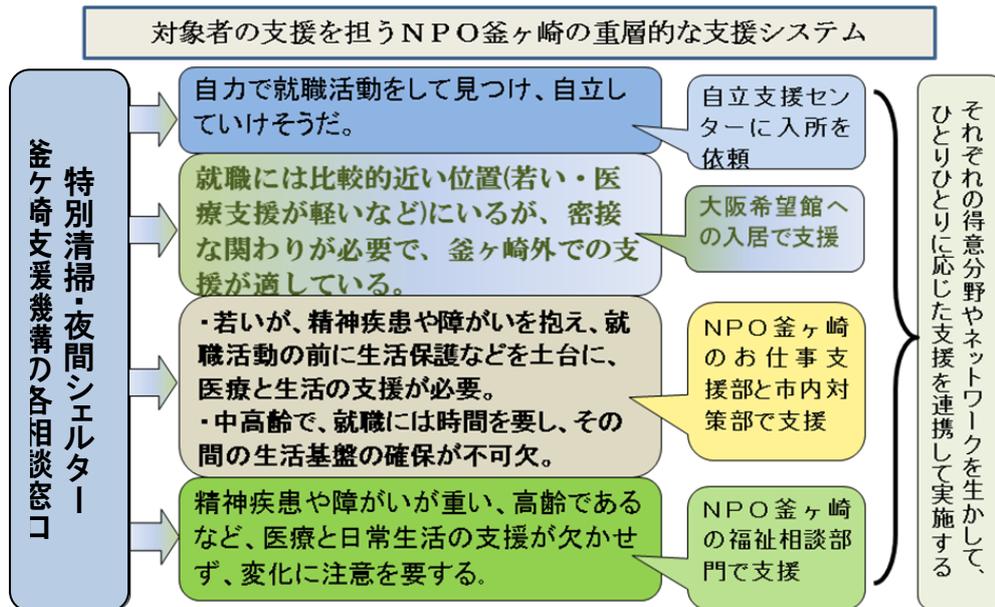
特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4 TEL06(6630)6060  
 E-mail: npokama@npokama.org http://www.npokama.org 南分室 TEL06(6645)0246

## 複雑化する釜ヶ崎・ホームレス問題。 変化に即応し、制度の隙間を埋める 多彩な支援事業の構築をめざす。

**釜ヶ崎支援機構  
 第 11 回総会**  
 6月19日(土) 午後6時  
 お仕事支援部(南分室)2階

- ・2009 年度事業報告
- ・2010 年度事業計画
- ・役員人事 など
- ・各事業部門からの取り組み報告





《2009 年度から始まった事業》

- \* 緊急雇用創出基金事業(特別清掃枠)
 

特別清掃の登録者に対して、1カ月に8日間の雇用で、大阪府21人、大阪市20人(学校の塀などのペンキ塗り)の仕事が加わり、特掃は1日263人の就労枠になった。
- \* 緊急雇用創出基金事業(自立支援センター入所者枠)
 

5か所の自立支援センターの入所者に対して、1カ月20日間の雇用で、大阪府25人、大阪市10人を雇用する事業を受託した。
- \* 自転車リサイクルシステム構築事業
 

ふるさと雇用創出基金事業として、大阪府から自転車リサイクル事業を受託し、大阪市の技能講習事業(自転車リサイクル)とあわせて、雇用創出と事業拡大を進めている。
- \* 大阪希望館事業
 

「おおさかのまちを大きなセーフティネットに」するための市民運動として、「大阪希望館(すまいをなくした人の再出発支援センター)を、連合大阪やカトリックなど宗派を超えた宗教者などと協働して、民間資金で大阪市北区に開設し、主に不安定就労層の若者を対象に、生活保護に頼らない就労・居住・精神的支援をおこなっている。
- \* ホームレス支援全国ネットワークのNPO法人化
 

任意団体だった上記団体のNPO法人化に加わり、NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク(理事長・北九州ホームレス支援機構奥田知志)を全国の支援団体とともに結成した。

《2010 年度から改編した事業》

- \* 禁酒の館・低額の食事提供事業
 

労働者の憩いの場である「禁酒の館」事業のうち、日雇仕事やアルミ缶収入での暮らしがきびしくなった一方で、生活保護受給が進んだ変化に対応し、低額の食事提供事業を廃止して、野宿生活者など生活保護を受給していない人を対象にした「無料の食事つき相談会」を、週1回おこなうこととした。

《2010 年度から開始した事業》

- \* 「住居を喪失した離職者に対する総合的就労支援事業」(大阪市の公募事業)
 

上記大阪市の公募事業に選定され、希望館事業を民間資金だけでなく、大阪市からの受託事業でもおこなうことができるようになった。

## 2009 年度 お仕事支援部 活動報告

### <実績概要>

	2009 年度	2008 年度	対前年比
新規登録人数	411 名	633 名	-222 名
登録者平均年齢	49 歳	51 歳	-2 歳
相談件数	1,910 件	2,446 件	-536 件
相談実人数	660 名	878 名	-218 名
常用就職実績	81 名	122 名	-41 名
就職者平均年齢	48 歳	48 歳	0 歳

(注) 相談件数は、相談受付票記入分のみで、簡単な相談、自転車貸出、パソコン検索等の人数は、含まれていない。

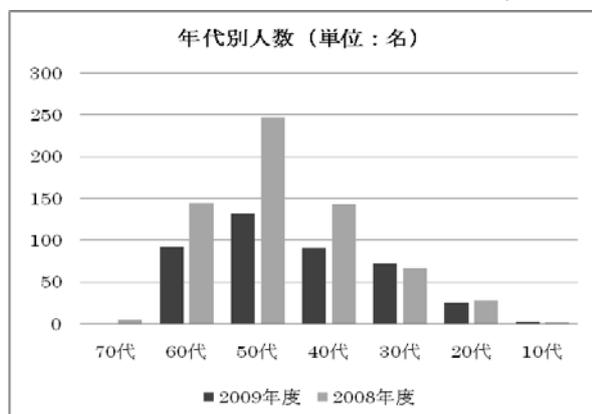
#### 参考データ

(※1)市更相敷金支給	2,342 件	481 件	+1,861 件
(※2)シェルター1 日平均利用者数	518 名	717 名	-199 名
(※3)平均有効求人倍率 (大阪府)	0.47 倍	0.84 倍	-0.37 倍

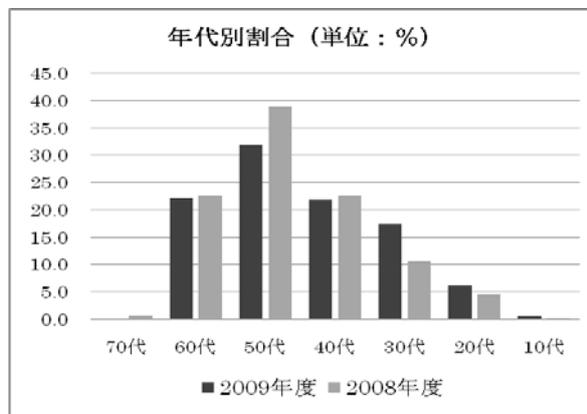
### 1. 新規登録者の状況

#### (1) 登録時年齢別人数と割合

グラフ 1

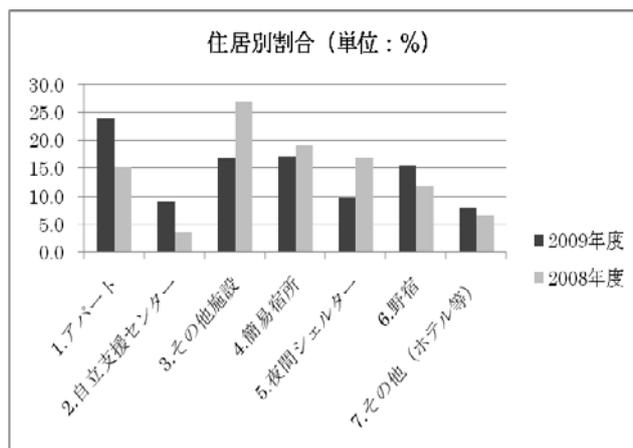


グラフ 2

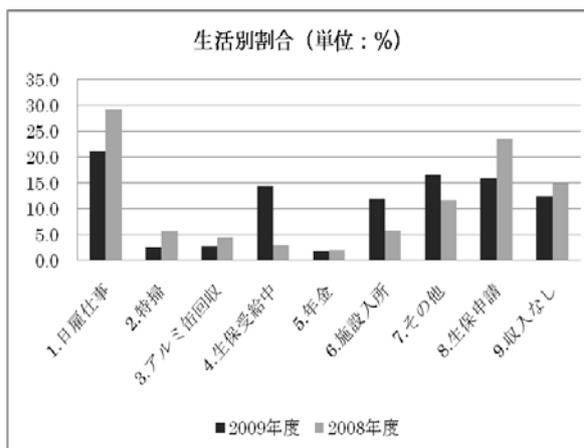


昨年度は 50 歳以上の方の生保受給が進んだと報告しました。2009 年度についても、生活保護受給者の動きが年代別人数に影響したと考えられる。30 代以下については、それ程影響を受けずに人数的に変化はないが、影響を受けていると思われる 40 代以上の減少が目立っている。それに伴い、平均年齢が 2 歳若くなったと考えられる。

(2) 登録時住居区分別人数



(3) 登録時生活区分別人数



2008 年度と比較して、初回登録時の住居区分が 1. アパートの方の割合が 15%から 24%に増加した。2008 年度に生保受給中と答えた方が 19 名 (3%) だったのが、59 名 (14%) に増加したのが、要因だと考えられる。反対に 3. その他施設 (三徳ケアセンター等) は、27%から 17%に減少した。2008 年度に生保申請中と答えた方が 148 名 (23%) だったのが、66 名 (16%) に減少したことが、一因だと考えられる。

また夜間シェルターと答えた方は、107 名 (17%) から 40 名 (10%) に減少した。

(4) 相談・サポート状況

2009 年度の相談件数は 1,910 件で、2008 年度比 536 件の減少になった。相談内容別件数は、前年同様、求職相談が約 9 割を占めた。

サポート状況については、紹介可能な登録求人が少なかったため、ハローワーク等の求人情報の提供の割合が増加した。なかでも、大阪府・大阪市の緊急雇用基金関係の求人紹介や情報提供をすることが多かった。また、前年度に引き続き、就職活動用の携帯電話・面接用衣服の貸出や履歴書作成支援等、直接就職につながる支援の割合が高かった。また、方向性が決まった方の生活や、方向性を確認するための、よろず作業等の提供、住居支援が増加した。また、従来の個別カウンセリング、就職支援セミナーとは別に、2009 年度よりあいさつの仕方・電話のかけ方・名刺のわたし方等の、マナー講習が始まり 13 名の参加があった。

(単位: 名)	サポート内容					結果		
	よろず作業提供	住居支援	公園等就労体験	自転車技能講習	各種セミナー・カウンセリング	自立支援センター	就職	生保受給
H21年4月	16	7	2	4	1	10	3	1
5月	10	5	6	2	13	6	1	0
6月	6	4	3	4	2	3	2	3
7月	5	6	4	0	9	2	1	0
8月	4	2	2	0	3	4	1	2
9月	7	3	4	1	9	3	0	0
10月	8	8	2	1	4	1	3	0
11月	5	4	3	1	3	2	1	1
12月	3	5	2	1	4	0	1	0
H22年1月	4	3	5	0	10	1	1	1
2月	3	5	3	1	2	0	2	2
3月	5	5	4	3	10	0	0	1
計	76	57	40	18	70	32	16	11

(注) 上記人数は、お仕事支援部の登録者のみで、福祉部門の相談者への住居支援は、含んでいない。

## 2. 就職実績

2009 年度の常用就職の実績は、81 名で 2008 年度比 41 名の減少となった。減少の原因は、新規登録人数と相談件数が減少したことがあげられるが、紹介可能な求人やハローワーク等のマッチング求人の減少(大阪府の有効求人倍率 0.47 倍、前年度 0.84 倍)の影響が大きかった。

2009 年度は、有効求人倍率が示している通り、就職活動をするものにとって、ひじょうに厳しい状況であった。毎年実績の半数を占めている、警備や清掃の求人も少なかったため、2 つ合わせた実績は 20 名(警備の雇用基金 8 名は除く)25%で 2008 年度 58 名 47%と比べると 22%の減少となった。また、2008 年度に 10 名以上の実績があった、派遣の食品仕分けが、0 名であったため、雇用形態別の派遣社員の割合も 2008 年度比 10%の減少となった。

# 2009年度 常用就職実績表

期間：2009年4月1日～2010年3月31日

①職種別		( )は雇用基金		③求人情報元別			
職種	就業者数	今年度割合	前年度割合	情報元	就業者数	今年度割合	前年度割合
警備	(8) 20	25%	20%	就業支援センター	20	25%	30%
清掃	8	10%	27%	ハローワーク	32	39%	30%
製造	9	11%	7%	求人誌等	16	20%	16%
駐輪整理	(11) 11	14%	2%	しごと情報ひろば	2	2%	5%
倉庫	3	4%	3%	高齢者無料職業紹介所	4	5%	6%
食品仕分け	0	0%	11%	その他	7	9%	14%
調理補助	4	5%	4%	計	81	100%	100%
公園管理作業	1	1%	0%				
郵便物区分け	2	2%	3%				
サービス	2	2%	0%				
運転・配達	2	2%	6%				
店員	3	4%	2%				
現場作業	(3) 4	5%	1%				
調査・事務	(3) 3	4%	0%				
ヘルパー	(2) 7	9%	3%				
その他	2	2%	11%				
計	(27) 81	100%	100%				

②雇用形態別		④年齢別	
雇用形態	就業者数	今年度割合	前年度割合
パート	45	56%	54%
正社員	13	16%	17%
派遣社員	5	6%	16%
アルバイト	8	10%	6%
契約社員	9	11%	6%
嘱託社員	0	0%	1%
請負社員	1	1%	0%
計	81	100%	100%

⑤最終学歴別		⑥平均年齢	
学歴	就業者数	今年度割合	前年度割合
大学卒業	8	10%	5%
大学中退	2	2%	2%
高校卒業	40	49%	47%
高校中退	8	10%	7%
中学卒業	21	26%	34%
不明	2	2%	5%
計	81	100%	100%

⑦雇用形態別		⑧継続勤務者	
雇用形態	就業者数	今年度割合	前年度割合
平均年齢	48歳		
福祉活用者	31名	38%	34%
職場体験講習	5名	6%	16%
NPO就労支援	19名	23%	15%
日雇層	32名	40%	48%
元日雇層	1名	1%	5%
非日雇層	48名	59%	47%

⑨継続勤務者		⑩通常退職者	
継続勤務者	就業者数	今年度割合	前年度割合
継続勤務者	46名	57%	65%
通常退職者	35名	43%	26%
無断退職者	0名	0%	9%
雇用基金事業	27名	33%	0%
希望館	9名	11%	0%
市内対策	11名	14%	9%
福祉部門	5名	6%	10%

当所の登録者にとって、一般求人だけでは競争が激しく、ハードルが高くなっているため、2009 年 7 月以降は、大阪府・大阪市の緊急雇用基金関係の求人を勧めることが多くなった。実績は 27 名で全体の 33%を占めた。内当所が直接紹介したのが 16 名だった。仕事の内容は、駐輪整理・夜間巡回業務・草刈作業・介護・調査業務等で、6 ヶ月未満の期間限定ではあるが、生活保護受給者の 13 名や、市内対策で支援をしている就職困難層等にとっては、入りやすい事業が多く、また、新しい仕事にチャレンジするいい機会になったと考える。

雇用基金を経て、次のステップに移った方も数名ではあるがいた。例えば、同じ事業所に継続雇用された方が 1 名。後の事例報告にもあるが、別の事業所に就職が決まり、生活保護を打ち切った方が 1 名。雇用基金終了後、公園就労体験を経て、別の事業所に就職された方が 1 名いた。就職以外では、ハローワークのビジネスパソコンの基金訓練が決まった 60 代の方や、ヘルパー 2 級とガイドヘルパーの資格を取得して就職活動をされている 60 代の方がいた。人数は少ないが、雇用基金事業が次のステップに移る、きっかけになった事例だと思うので、今年度も有効に利用していきたい。

また、2009 年度は、NPO 内での連携が進んだ年であった。就職実績は、希望館 9 名、市内対策 11 名、福祉部門 5 名の計 25 名であった。

今後もNPO内での連携を強めていき、よろず作業や公園就労体験の提供等のNPO就労支援に参加していただくことで、1 人の相談者に対して、多くのスタッフがかかわり、就職に結びつけられたいと考える。

### 3. 今後の課題

H22 年 4 月度の新規登録は、34 名(前年同月 77 名)であった。例年 4 月は、日雇仕事にアブレた労働者が登録に来るが、14 名(41%)にとどまった。このペースでいくと、2009 年度よりも、さらに登録人数が減少する可能性がある。

登録人数が少ない分、1 人の相談者に多くの時間をかけられると思うので、よりきめの細かいサポートをしていきたい。例えば、現在ハローワークが非常に混雑しているため、希望される方がいたら、ハローワークのパソコン検索を、1 人でできるようにサポートする。ハローワークの利用が厳しそうな方がいたら、曜日を決めて付き添う。自立支援センター退所者の相談が増える傾向にあるので、自立支援センターとの連携を強化する。当所が自立支援センターを紹介した人が、スリップした時に、再来所し易いような体制づくりをする。就職後 1 日でも長く継続勤務していただくことと、無断退職(2009 年度は 0 名)がないようにアフターフォローを強化する。また、今年度、第 2 のセーフティネットの住宅手当を受給された方が 5 名、就職安定資金を受給された方が 1 名いた、受給要件等使いにくい点はあるが、制度の理解を深め紹介を広めていきたい。

以上、3 月には新しいメンバーも加わり、3 名の新体制になったので、新しいことにもチャレンジしていきたいと思う。

### 4. 2009 年度の事例報告

#### (1) A 氏 50 代前半の場合 <常用就職につき、生保を打ち切った事例>

生活状況：直近は居宅保護受給（H21 年 7 月から受給）  
 健康状態：軽度の腰痛  
 仕事：商品仕分作業と雇用基金事業のパトロール業務で月 12 万円位の収入  
 学歴：普通科高校卒業 職歴：機械工 12 年、倉庫 7 年、建設土木 3 年他

初めて来所されたのは、H19 年 9 月で、その時は市内の公園で野宿、仕事は建設日雇であった。当所が紹介した初めての仕事は、他県の住込みの製造派遣で、同僚とのケンカが原因で 2 ヶ月で退職。次に紹介したのは、冷凍食品の仕分けの仕事で、これも人間関係が原因で 10 日程で退職された。その後は、知り合いの紹介で弁当の盛り付けの仕事(月 7 万円位)と、プラス短期の商品仕分け作業等に

ついていた。それらの仕事をしながら、フルタイムの求人に応募していたが、採用には至らなかった。

H21 年 10 月に半年ぶりに、何か仕事はないかと電話があった。現在の仕事は、午前中の商品仕分け作業だけとのことで、H22 年 3 月末までの大阪市雇用基金のパトロールの求人を紹介し、採用された。(かなりたってから教えてくれたのだが、H21 年 7 月から他区で居宅保護を受けていたようだ。)

H22 年 2 月末、近況報告と仕事の悩みの相談の電話があった。「朝と夜のダブルワークはしんどい、何か一つの仕事がしたい」と話されたので、「他県の製材所の仕事ならある」と冗談のつもりで話したら、「生保切っても行きたい、紹介してほしい」とのことであった。求人内容や住環境等について、直接説明を聞いてから結論を出してほしかったので、翌日来所していただくことにした。詳しい説明を聞き、やっぱり応募したいとのことなので、先方に連絡、現地で面接となった。

3 月初めに、工場とワンルーム寮の見学及び、面接のため同行。結果は、本当にやる気があるなら、来て下さいということであった。現職の退職手続き、生活保護打ち切りの手続き、アパートの退去手続き等を済まして、3 月中頃からの赴任となった。

4 月中頃、職場体験講習手当を渡すため訪問。仕事は、集成材の選別から始まり、木材を乾燥するためのボイラー作業等でかなりの重労働だが、住環境も気に入り、人間関係もぼちぼちで、なんとか続けられそうとのことであった。

## (2) B 氏 60 代前半の場合 <生保に頼らず、常用就職についた事例>

生活状況：西成区内アパート  
 健康状態：特に問題なし  
 仕事：日雇土木、左官  
 学歴：中学卒業 職歴：製造 3 年、左官 33 年、日雇建設土木・左官 10 年  
 免許資格：普通、大型特殊、フォークリフト、玉掛、高所作業車他

初めて来所されたのは、H21 年 9 月初めであった。7 月からの約 1 ヶ月間は、建設土木の契約仕事につくことができた。数十万のお金を持ち、西成に戻ってきて、家賃 4 万円のアパートを借りた。しかし、その後仕事につけなくなり、このままではアパートを出なければならぬということで、相談に来られた。この日は、福祉制度と就職活動の方法等についての説明をした。

その後、雇用基金の求人紹介、履歴書作成支援、証明写真撮影等の就職活動の準備をした。ハローワーク紹介の雇用基金の求人に応募したが、大阪ホームレス就業支援センターの登録求人で 12 月末までの草刈作業員の欠員が出たため紹介、10 月初めから勤務開始となった。12 月末には、無事終了したという報告のため来所された。

H22 年 1 月初めから、就職活動を再開され、雇用基金の求人等に応募したが、採用には至らなかった。熱心に就職活動をされていたので、1 月中頃から始まる、公園の就労体験を紹介し、参加していただくことになった。

1 月末の来所時には、住宅手当緊急特別措置事業の情報提供、区役所申請、3 月分の家賃からの支給となった。

公園での就労体験終了後、B 氏の働きぶりが評価され、別の公園での常用雇用が決まった。4 月初めから勤務についている。住宅手当緊急特別措置事業も 6 月までとなった。

## (3) C 氏 40 代の場合 <長期の支援を経て自力での就職をめざしたが・・・>

<C 氏の略歴> 出身は近畿、中学を卒業後、定時制高校に通いながら、製造の仕事に就いていたが、両立ができず学校を辞めた。職歴は電機製造 8 年、食品製造 8 年、家具屋 4 年、自動車関係期間工を経て平成 13 年頃より建設日雇に就くようになった。

<初回来所経緯> H19 年 6 月頃、日雇仕事にあまり就けなくなり、区役所経由で自立支援センターの申込みをしたが、足のケガによる入院のため辞退した。H19 年 11 月の初回面談時は、野宿地は商店街で、たまに日雇仕事に就いていた、健康状態は良好、面談の結果、11 月中頃スタートの公園就労体験に行ってもらうことにした。就労体験は隔日勤務のため、休みの日に相談と就職活動をしてもらうことにした。

### <就職活動及びサポート>

H19 年 11 月 当所直接求人（冷凍食品の仕分けの仕事）を紹介し採用されたが、1 日だけ勤務して辞めた。理由は仕事についていけないからとのこと。

H20 年 1 月 当所直接求人（施設警備）を紹介したがマッチングせず。

1 月 当所直接求人（巡回清掃）の仕事を紹介。採用。1 日だけ勤務して 2 日目無断欠勤後退職。仕事のスピードについていくのが大変だったことと、以前ポリッシャーで物を壊したことがあるためとのこと。

再び日雇労働者となり、余裕がある時は簡易宿泊所、ない時は野宿または夜間シェルター利用の生活となった。

5 月 就職相談のため来所。面談の結果「まちの花屋」の就労体験に週 3 日間の 2 ヶ月間ついてもらうことにした。

7 月 当所直接求人（7 月末以降勤務予定の、新築工場高所清掃作業）の面接を受け、内定を受けたが企業側の都合により仕事につけなかった。

9 月 当所直接求人（その他軽作業）を紹介し採用。職場体験講習実施、生活が落ち着くまでの間、禁酒の館での住居支援をしたが、雰囲気になじまず 1 週間で退所、なじみの簡易宿泊所に移動。

2 ヶ月に 1 回位の割合で近況報告のため来所。元気に仕事は、続けているようだった。

H21 年 7 月 勤務先責任者より、ドヤで腰を痛め休んでいる、出勤予定日になっているが、出社していないと連絡があった。早速、彼のドヤを訪れ事情を聞いた。腰の具合が万全ではなく、もう少し休みたいとのことだった。その場で会社に連絡し、本人より謝罪と事情を説明してもらい、もうしばらく休職してから復帰することになった。

8 月 勤務先の責任者より、C 氏が退職したことを聞いた。退職理由は、長く休んだため行きにくかったことと、今後の相談のため現場に電話をしたが、うまく話ができず、辞めるということになってしまったようだ。

現在の所持金は 14 万円。HW を利用して就活中で、数社応募したが採用には至っていない。当所登録求人（大阪府雇用基金の求人紹介）をしたが、マッチングしなかった。今回については、ある程度生活できる所持金も残しているし、就職活動に対する意欲も高く、自分なんとかしようという気持ちもあるので、しばらくは自力で就職活動をしてもらうことにした。

8 月 ハローワーク紹介のプラスチック製品製造、食品品出し、飲食アルバイトの 3 社に応募したがすべて不採用。

ハローワークでの基金訓練の情報提供、検討すること。

9 月 ハローワーク紹介の菓子製造販売の軽作業に応募したが不採用。

履歴書の書き直し、履歴書写真の撮影、面接での質問への対策をした。

9 月 ハローワーク紹介の清掃に応募。10 数社目にして採用。

来所された当初は、公園や花屋での就労体験、よろず作業等は、なんとか続けられたが、

当所紹介による常用仕事については、採用には至るが、なかなか続けられず、無断退職等を繰り返してきた。H20 年 9 月に、やっと自分に合う仕事に出会い、10 ヶ月継続することができたが、上記の理由により辞めてしまうという残念な結果になった。私自身、もう少しフォローしていたらと悔やまれるし、それ以上に彼自身は後悔していたと思う。

10 月 仕事を辞めたと再来所され、今後のことについて面談をした。

C 氏に「将来どうなりたいのか」と聞いた。本人は、「このままではダメだと考えており、仕事も住居も、落ち着かなければならないと思っている。」と話されていた。そのために、基金訓練やリサイクル自転車技能講習の情報提供及び自立支援センターへの入所勧奨もしてきたが、今はまだ、それらを無理して選択したくないようで、決断を先送りしてきた。そして、無理なくできそうな仕事探しを続けている。

10 月 ハローワーク紹介の清掃に応募したが不採用。

11 月 ハローワーク紹介の 6 日間だけの新店オープンスタッフに応募、採用されたが、仕事が忙しかったため数日で辞めた。

12 月 ハローワーク紹介の雇用基金に応募したが不採用

12 月 当所直接求人への雇用基金事業を紹介、採用となった。H22 年 1 月からのスタートのため、それまでは住居支援とよらず作業の提供をすることにした。

H22 年 1 月 雇用基金事業は 1 日だけ出て、人間関係が理由で退職。(雰囲気合わなかったようだ。)

2 月 ハローワーク紹介の駐輪整理の雇用基金に応募、採用。

3 月 雇用期間は 3 月末までだが、責任者から終了後、別の清掃業務への打診があり、本人もいく気になっていたが、はっきりと返事をしなかったため、別の人に決まってしまった。

支援していた住居も、入居期限となり、十分な所持金もあったため、話し合いのうえ、3 月末で退去していただくこととした。

C 氏は、アルコール、ギャンブル、薬物等、特に問題もなく、また、自力でのアパート生活が可能である。また、NPO のスタッフや公園就労体験のスタッフおよび、継続勤務できた企業の担当者からの評価も悪くなく、まじめで、人当たりの良い方である。

就職活動も熱心にされ、採用もされるが、普通では考えられないようなこと(彼にとっては、大きなことかもしれないが)で、辞めてしまう。もう少し、粘り強さがあれば、仕事も続けられ、アパートでの生活も可能なのに、本当に残念である。

C 氏のような、普通では理解できないような、生きにくさを抱え、一般社会からはじかれ、当所を訪れる方の相談は、長期になることが多い。C 氏と関わり始めて、3 年弱になるが、ほとんど状況は変わっていないように思う。

今後の相談について、お仕事支援部として、何ができるのか、どんなサポートをしていけばいいのか、残念ながらわからない。

C 氏のように決断を先送りにするタイプ(ほとんどの人がそうだと思うが)については、ある程度、こちらで方向性を決めて、支援していくという、強い姿勢も必要だと思う。

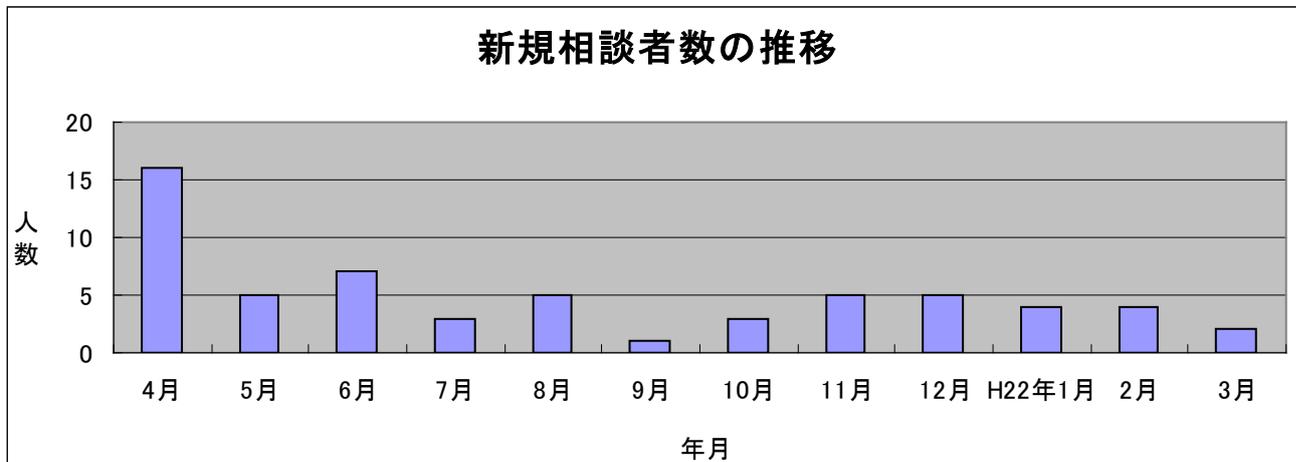
そのためには、福祉部門や市内対策とも連携をとり、よりマッチングする情報の提供やサポートをしていかなければならないと思う。

(文責 米須 稔)

市内・福祉援護担当 平成 21 年度事業報告

【1】平成 21 年度相談者の動向

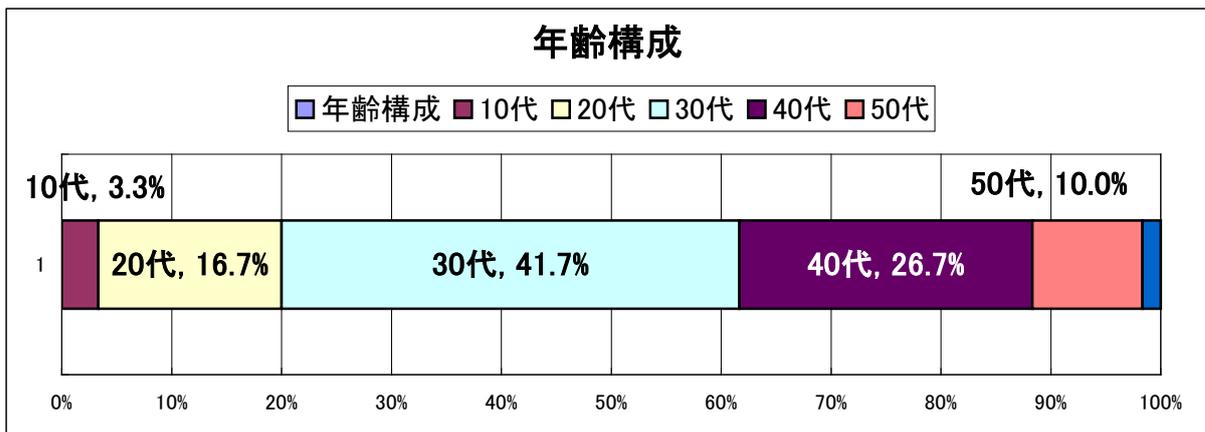
(1) 月ごと新規相談者数の推移



平成 21 年度に新規受け入れをした方は全体で 60 人になっています。平成 20 年 12 月頃からの製造業派遣雇い止め・派遣切りの影響のため、翌 21 年 1 月から 3 月にかけては平均して月 10 人程度の新規相談がありました。平成 21 年 4 月はリーマンショックの影響の伝播が、製造業で働いていた層を越えて、まだ飯場にいることができた層、日雇派遣でつないでいた層、サービス業のパート・アルバイトなどの層へ及んできた時期にあたります。たとえが悪いかもしれませんが、地震のあとに大きな津波がくるようすと似ているかと思えます。

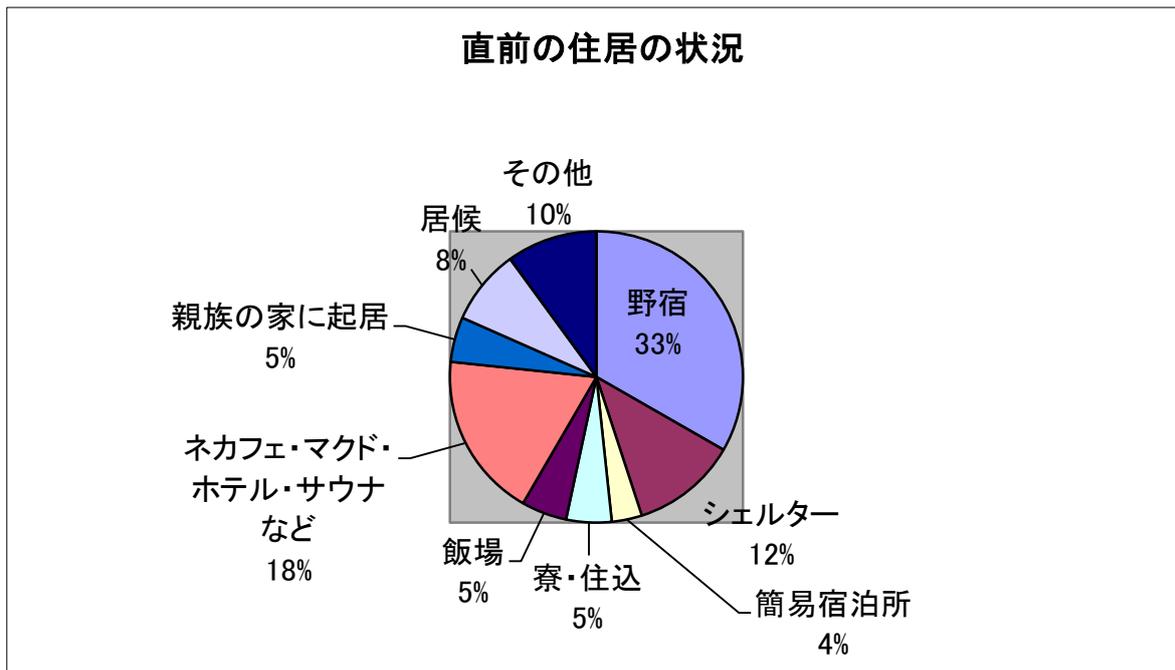
5 月以後は徐々に新規相談者数は落ち着きを見せ、月平均 4 人程度となっています。ただし、1 年 2 年という期間で支援を必要とする方が多く、相談業務の件数自体は増加しています。

(2) 年齢構成



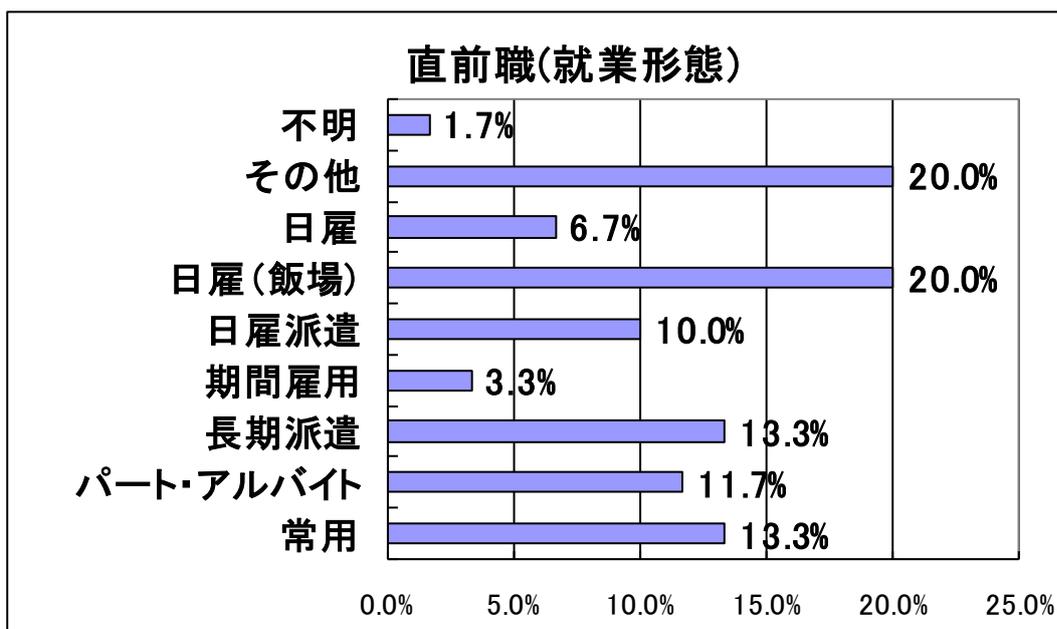
釜ヶ崎支援機構内での部署の役割分担から、20 代～40 代の方が主になります。平成 20 年度と比べると 20 代の方の比率が減少し、50 代～60 代の方の比率が増えています。これは、その年齢に至るまで、収入を減らしながらも常用の仕事を手につないでいた年配の層が、いよいよ再就職の門が閉じられ、失業が長期化するなかで、府外市外から大阪の社会資源を求めて、相談に来られる方が増えていることを示しています。はじめに相談にいった市町村で生活保護制度の適用など、適切な支援が行われていない場合が多いようです。

(3) 直前の住居の状況



シェルター利用者を含めると野宿状態からの相談が 46%をしめています。また派遣切りが一定進められてしまったあとの時期ですので、「寮・住込」が減少しています。また「野宿」と「ネカフェ・マクド・ホテル・サウナなど」とは切り離されたものではなく、その時の収入によって、また週2回は日雇派遣等の情報を得てシャワーを利用するためネットカフェ、残りは体調をみて野宿などの行き来があります。「親族の家に起居」の中には、ひきこもりや精神の症状によるもの、長期の失業状態などを含んでいます。「その他」の中には、居宅保護を受けたもののその方に応じた支援が受けられていないため、「ギャンブル等で失敗した」「家賃を払えず飛び出てしまった」などのケースへのフォローが含まれています。

(4) 直前職（就業形態）

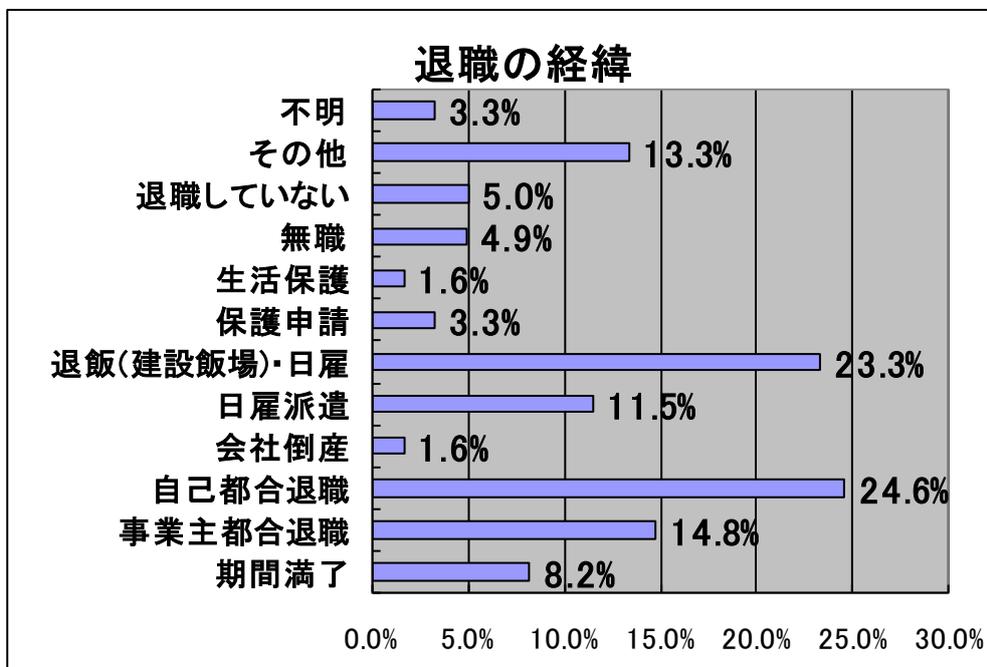


「平成 20 年度と比較しますと、すでに上の記述であきらかなように、長期派遣、日雇派遣がそれぞれ、17.1%、13.9%の減少となっています。これに対して常用が+9%と急速な増加を見せています。不況の

影響が常用層に波及しつつあるのでしょう。「パート・アルバイト」、「日雇」、「日雇(飯場)」等はそれぞれ増加しており、製造業から締め出された層が、一時的にパート、日雇にて仕事をえるも、滑り止めがきかず、相談に来ざるをえなくなっている状態がわかります。

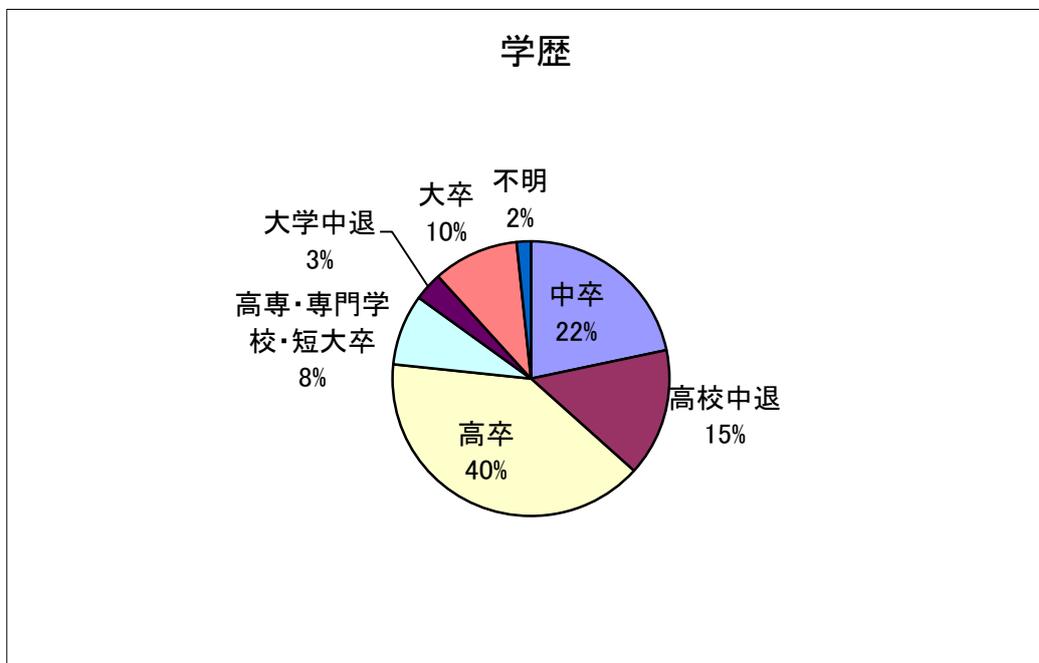
「その他」の中には、長期の無職 5%、生活保護 5%、ひきこもり 1.7%、受刑 3.3%を含んでいます。

(5) 退職の経緯



退職理由については平成 20 年度と比較して顕著な違いはありません。ただ、「退飯(建設飯場)・日雇」が増加しているのは、「直前職(就業形態)」で捉えられた内容と同じことをさしていると思われる。

(6) 学歴



平成 20 年度と比較しますと、中卒の方の比率が減少し、高校中退の方、大卒の方がそれぞれ、11%、8%増加しました。不況のあおりは、低学歴層を先に直撃し、徐々に高学歴層へとひろがっていったのでしょうか。

(7) その他の傾向

医療受診の傾向	精神科受診率	28.3%	17	人
	要精神科受診率	56.7%	34	人
	その他医療受診率	33.3%	20	人
	要その他医療受診率	46.7%	28	人

発達障害・発達障害の疑い		28.3%	17	人
特別支援学級経験		3.3%	2	人
アルコール依存症		13.3%	8	人
薬物依存症・後遺症		16.7%	10	人
親族等依存症・障害		21.7%	13	人
親族の生活保護		15.0%	9	人
親族によるDV・ネグレクト		11.7%	7	人
乳児院・児童養護施設経験		8.3%	5	人

要債務整理	要債務整理	25.0%	15	人
	時効・一時的な滞納	3.3%	2	人

金銭管理率		28.3%	17	人
-------	--	-------	----	---

出所者		11.7%	7	人
-----	--	-------	---	---

今回はじめて「発達障害・発達障害の疑い」という項目を作ってみました。結果、約3割の方が軽度であれ支援が必要な方ではないかと思えます。特別支援学級を経験された方や療育手帳所持者は、ごく少数にとどまっています。平成 21 年度はこれらの方の中から 3 人が療育手帳を取得しましたが、いっそう力を注いでいかなければならないポイントではないかと思えます。

平成 20 年度と比べると、アルコール依存症の方の比率はほぼ変わりませんが、薬物依存症・後遺症の方が 4.3%から 16.7%へ急増しています。その理由としては薬物依存症・後遺症へのケアを一定レベルでこなしていると、薬物のつながりまた友人関係から相談が増加していくとあるようです。このことから類推できるように、薬物の問題への対応は、相談内容を個人に限定することがむずかしく、悪いほうへ向かう時は将棋倒しのごとくであり、逆の回復に向かう場合も複数の相談者が影響しあいます。より複雑な相談スキルが必要とされる局面でないかと思えます。

【2】相談・対応の傾向

(1) うつに関連する症状に対する相談スキルの向上が必要。

発達障害をもっていたとしても、他症状が少ないと、相談に来られている方の中では、積極的に求職し、仕事に就いていることが多い。求職活動と就職後に直面するトラブルに適宜アドバイスと見守りをしていけば良く、相談業務としてはわかりやすいものがあります。かえって就労困難なのは、発達障害等があまり見られず、うつをはじめとする症状がある場合です。幻聴・妄想等があれば、入院や服薬等のコースを組み立てやすい。うつに関連する症状がある場合は、考え方の核へケアが浸透しないと、症状の悪化、無職状態の継続がみられやすい。一般的に軽症のうつであれば、1~2ヶ月の休養がとれ、服薬ができれば改善するとあるが、野宿状態としてもっとも先鋭的に現れる社会的な孤立状況にひとたび至っていると、回復はより困難といえるのではないのでしょうか？継続的な支援を行う中で、症状が悪化して見える場合、野宿へといたってしまう傾向と向かい合う好機が来たと考えられるのではないのでしょうか。脱野宿後のアフターフォローという言葉よりも、野宿していたころの危機的状況への介入が続いていると言ったほうが妥当かもしれません。

(2) 1 回の相談の長時間化。

(1)の結果として、時間をかけた傾聴が必要とされるケースが増えてきています。相談時間の具体的な延長としてあらわれてきています。

(3) (故意に自分の健康を害する行為に対する対応。

自傷行為、過量服薬、摂食障害などのケースが少しずつ確実に増えてます。アルコール、薬物も含めて依存症として大きくとらえ、方向性を示せる理念が必要となってきました。

(4) 行政の就労指導の翻訳・緩衝の機能が増える。

あくまで印象ですが、ケースワーカーからの就労指導が、強まっているように思われます。財政上の問題から、行政としては必要なことでしょう。だが、発達障害との関係で、就労支援に丁寧な対応が必要な場合、また退院後間もない期間に体ならしの軽労働から始めていくという計画を本人が持っている場合等にも、定型的な対応がみられることがあります。就労して、一定の収入がありさえすれば、本人が抱える問題に目がいかない場合も多いようです。就労支援について本人とケースワーカーとの間の緩衝材としての役目を果たさざるをえないことが多くなってきています。就労に向かう際に本人がぶつかる小さなハードルとの取り組みを丁寧に聴き、本人の計画を尊重しながら、就労支援を行った方が、結局は自立への近道となるようです。

(5) 他支援組織・機関との協力がゆっくりと深まりつつある。

大阪市の若者自立支援事業コネクションズ大阪へ現在2人が通所しています。コミュニケーション講座やプチ社会人講座等の種々のメニューに加え、一人一人に合わせた丁寧な相談をしてくれることと、普段の生活の場である釜ヶ崎を離れて、一人で出かけるという形が、生活習慣の確立ややる気の醸成に有効であるようです。精神障害者を受け入れてくれる作業所「このまちでたのしく生きる さつき」には現在一人が通所しています。スタッフ同士の情報交換を密にして、一日を通した見守りを可能としています。ダルク(Drug Addiction Rehabilitation Center)には現在1人が入寮してプログラム参加、それ以外に精神科受診時にメッセージを運んでいただいたり、逮捕時の支援、入院後の面会などの形で、連携をお願いすることが増えていきます。

(6) ピアカウンセリングの兆し。

市内対策部開設から、2年ほど経っていますので、就労体験や他機関への通所あるいは入院などを先に経験している人が増えてきました。変化やチャレンジをすることがストレスとなる方が多い中で、同じ立場の仲間の話を聞き、アドバイスを受けることは、良い効果をもたらします。平成22年度は、仲間同士の分かち合いや支え合いを育てよう努めていきたいと思えます。

### 【3】 ケースの実際

次に具体的な相談事例を見ていきましょう。

#### ケース (1)

Sさん 年齢 20 歳 男性

初回相談月 平成 21 年 4 月

疾病等の状況 知的障害、薬物依存後遺症 (シンナー・覚醒剤)

#### 〔初回相談時の本人の希望〕

飯場で仕事がなくなり、続けられる仕事を探したい。仕事をみつけて、故郷に帰りたい。

#### 〔生活歴、職歴〕

小学校では、クラスにいることは少なく、会議室に居させられたり、学校外へ飛び出していたりした様子。小学生より煙草、中学 1 年よりシンナー。シンナーは毎日使用。14 歳より覚醒剤使用。2 年は連続使用。金銭的な面も含めこの時期親族には相当迷惑をかけたようす。

16 歳、覚醒剤使用中に警察に踏み込まれる。少年院。上京してホスト等夜の仕事で働く。しかし、「仕事」との意識は薄く、遊びと境目がない。また発達障害のためか仕事になれて周囲と同じレベルで給料

が上がることはなかった。各地を転々とし、大阪に流れ着く。

19 歳、大阪でキャバクラのボーイ。店の女の子に手を出し、退職。1 ヶ月キャバクラ等で遊んで所持金がなくなり、平成 20 年末～枚方の飯場より、製造業工場で勤務、仕事仲間と連れ立って欠勤し、飯場を出される。

以後釜ヶ崎に行き、シェルター利用、三角公園で野宿。平成 21 年 4 月、NPO 釜ヶ崎で相談。建設日雇・釜ヶ崎経験が少なく、知的障害、薬物濫用の両面への支援が必要と判断された。

職歴としては上記の内容となるが、暴力団とのつながりに注意。故郷では友人関係が暴力団構成員であり、本人も下端として使われていた。知的障害の面でのハンデから、ヤクザ組織の中では生き抜くことができず、他の尻拭い役にされることも多かった様子。故郷の組織からは逃げ出しており、大阪の組織関係とのつながりも好調でなく、縁を切りたがっていた。

### 〔相談状況〕

相談受付後の判断では、①年齢や就労意欲を考慮すると居宅保護を受けて療養という時期ではない②療育手帳を速やかに取ることが重要③生活習慣の確立と一定の指導がある環境での就労訓練や求職の必要④暴力団関係から離れる必要を考え、自立支援センターでの支援をお願いする方向となった。

お仕事支援部の就労支援担当者、市内福祉援護担当松本の判断では、直前職で 3 ヶ月工場勤務が出来ているため、見守りのある環境であれば就労は可能であるという意見だった。

巡回相談を受け、薬物依存症についての対応検討のため、2 回目の巡回相談を経過、自立支援センターでの受け入れは困難との判断が出た。

支援のために活用できる社会資源を定めていかなければならないこととなり、薬物依存症の精神科専門医療の U 医師の診断により、巡回相談員、NPO 釜ヶ崎スタッフの協力の下、支援の方向を定めることとなった。

受診までの待機期間の間、NPO 釜ヶ崎の臨時宿所にて宿泊してもらい、様子を見たが、案の定というべきか、暴力団の下部とのつながりができ、相談関係が一度切れる可能性も強まった。ただ、このつながりは、リーダー格がおそらく知的障害だったこともあり、S さんの目から見ても危なっかしい点があったため、自ら関係を絶とうとすることになった。

受診の結果、治療・服薬と生活習慣の確立が必要との U 医師の判断があり、一時保護所→更生施設入所をめざし、併せて療育手帳取得をめざしていくこととなった。

本人にとってもこの時期は暴力団関係から離れたいという願いがあったため、施設入所を受け入れやすい条件があった。

6 月更生施設入所後、療養の生活には飽き足らず、仕事を見つけてアパートで一人暮らしをする事への欲求が強まった。探してくる仕事が夜間の水商売関係が多かったため、療養と睡眠の必要性から昼間の仕事を勧めた。退寮の希望が数回あったが、そのたびに担当職員と NPO 釜ヶ崎スタッフで連携してとどめた。最低でも療育手帳だけは取得してもらいたいという目標のためである。

7 月末には本人の忍耐も限界に近づいてきたと見受けられたため、大阪希望館の淀川清掃作業を提供し、アパートでの自立生活に向けた貯蓄という目標をもってもらうようにした。

8 月施設内で睡眠薬の濫用があり、緊急入院となったが、ほどなく退院。再入寮に際し、NPO 釜ヶ崎スタッフも入って、薬の預かり等について確認した。

この間療育手帳取得に向けて働きかけた。ただ迅速に進んだとはいいがたく、本人が施設を飛び出してしまいか、療育手帳手続きが早いか、支援者としては、じりじりする期間があった。ようやく 10 月市立更生相談所担当の面接が行われ、2 週間以内に判定の日時がわかるという段階まで漕ぎ着けた。

就労してもらうことが本人のメンタル面、生活面での安定につながると思われたため、淀川清掃作業終了後 9 月半より公園就労体験に参加してもらった。しかし、友人関係に影響される形で、3 回無断欠勤。

10 月 1 週目入所者同士の金銭トラブルと再度の睡眠薬濫用により更生施設退所。NPO 釜ヶ崎の元での金銭管理と宿所・就労の提供を提案したが、本人の「自由になりたい」との意思が強く、「困ったらいつでも相談において」と話し、いったんの区切りとした。

この時点までで療育手帳の所得へ至らなかった。

11月26日ひよっこり南事務所に現れる。「療育手帳取りたいんで、取れるんですかね？」

10月にNPO釜ヶ崎から離れてから「正直覚醒剤切れてないっす」「月五回ぐらい手に入るっす」知人のマンションに居候しているが、その人も薬物依存症であるため被害妄想が高まってきていることと、薬の代金等の問題があり、知人との関係を切りたいが、生活と行き場所に困っている。薬物の使用について一定の底つきがみられた。

薬物を断つことの大事さについて話し合い、入院を勧奨した。U 先生に診断をいただき、入院の方向性で進めることとしたが、受け入れ先の決定は難航した。知的障害へのケアとして、看護力のある病院が適切だが、薬物依存症に対応する科がないなどの問題である。その間はケアセンターで待機した。

12月末 A 病院に入院することができた。年末、行政による支援が可能なタイムリミットだった。これで年を越せると支援者は一安心したものである。

しかし、薬物を断つための入院は基本が一ヶ月という期間しかない。すぐに退院後の受け入れ先が問題となった。

A 病院の精神保健福祉士より、ダルクへの入寮が、受け入れ先として提案された。条件としては、薬物使用に至らないよう行動制限があるため、見学、体験参加の付き添いを NPO 釜ヶ崎スタッフが行うということ。

2週間に1回というペースで付き添いをし、ダルクへのつながりを模索することとした。

さて、ここで、薬物を絶とうと思う者が、ダルクや、ナルコティクス・アノニマス(NA)につながる時いつも向かい合わないといけない壁が存在する。

「自分はあるにひどい薬物依存ではない」「ちょっと意思を強くすればやめられる」

現実には、ダルクや NA に参加している人の方が、クリーン(違法な薬を使わないでいること)である期間は長い。これは自分が薬物依存症であること、依存症という「病気であること」を認めるハードルだ。

「ミーティングの意味がわからない」

AA からの伝統ある「言い放し、聴くのみ」のミーティングに参加することは、ダルクや NA でもっとも大事なことである。回復へ向かっていくはじめの入り口であり、回復を支えるものだ。ミーティングの効果はじんわりとやってくる。このミーティングを通じて、「仲間」ということを理解するのだと思う。回復に向かって、自分を否定されることなく、他人を否定することもなく、ただ一緒に安心していられるということが、どのようなかんじか、徐々にわかってくる。

ただ発達障害がある場合、別の次元でミーティング参加へのハードルがある。大勢がいる場所で一人自分の話をすることがまず難しい。またテキストを読まなければならないとき、漢字等でつまづいてしまう。

ダルクへの通所が回数を重ねるたびに、ダルクへ行きたくないとの思いを見せることがめだってきた。入院期間は延びていき、最悪の場合は、行き先の定まらないまま、退院ということも予測せざるをえなくなった。また本人の友人関係の中から、居候先の可能性、「仕事もある」という話が出てきて、本人の動揺が強くなっていった。悩みは体の不調となって表れる。

支援とはあきらめること。

約1年にわたる経緯を長々と書いてきたのは、「支援で何だろう」という問題を考えてみたいからです。まだ落ち着いていない事例ですから、一定の成功をしたと言えるものでもなく、そんなベーシックな問いに入っているのかと言われるかもしれません。でも大事なことは、高い理想や使命ではなく、今ここでどうするかだけです。今考えてみるのがいいかもしれません。

ダルクへ S さんがつながったとき、S さんは仲間として迎えられました。ダルクでは「仲間として迎える」ことがそのまま「回復への支援」につながっています。釜ヶ崎支援機構では、相談員は相談に来られた方の、表面に出していない必要に光をあて、安定した生活への移行がスムーズに行くよう段取りをとるため、どうしても上下関係が生じてしまいます。ただ長期に渡って支援をしていく場合には、この縦の関係だけではどうも苦しいのではないのでしょうか？

S さんを病院に迎えにいくと、「おう、久しぶり！君まだおったん？」というやりとりが、患者さんともスタッフともよくありました。S さんの状態であれば、それほど長期に入院していることが、たいへん異例なことです。しかし、相談員からするとトラブルの報告がある度に「行き先が決まるまで、落ち着いて入院して

いてほしい」→「こんなに S さんのことを案じているのに、S さんはわからずやだ」と考えてしまいがちです。実は S さんは S さんのやり方で、病院内の人間関係に気を使い、自分の将来を考えながら、悩みの中で辛抱しているわけです。ダルクでは 1 日 3 回のミーティング参加や、金銭面生活面での制限がありますので、「不自由だ、しかし、話を聴いてくれ、薬物依存のことを自分のこととして理解しているスタッフがいる。ミーティングはつまらないが、いままで薬物のことで受けた説教や指導とは違って、何かあるようだ・・・」とこのように考え、悩むことはごく普通のことです。

S さんにとって人生の岐路についての悩みと向かい合うとき、俯瞰的な視点から理を詰めてお奨めのコースを吹聴しても、おそらくは逆効果になると思います。支援者は「う～ん、悩むだろうねえ」と答えでもない相槌をうちながら、ぼーっとしているだけ、「そこにいるだけ支援」をすることになります。

果たしてそれは「支援」なのか？もしそれが支援だとするなら、「言葉でわかる支援」に対する「感じる支援」といえるかもしれません。いわば、S さんがどのような方向へ進もうとがっかりしたりしないあきらめに基づく支援です。天の采配におまかせです。あきらめは横の支援のはじまりです。

縦の支援が悪いものではありません。困窮の原因や苦悩に、言葉を使って、形を与えて、脱出の方向を見出す作業は、当事者とともに取り組まなければできませんし、取り組まないといけません。「縦の支援」－「横の支援」すなわち「相談員としての支援」－「仲間としての支援」二つの要素は、野宿へいたらずともすむ社会的紐帯の縦系横系であるに違いありません。

S さんはダルク入所後居宅保護を受けての生活という道を選び、現在は回復への道をゆっくり歩んでいます。入所にあたっては、あまり事例がなかったため、大阪市から保護が受けられるか、ひやひやすることもありました。医療関係者、ダルクスタッフ、行政スタッフの連携の中で、何とか継続的な支援をすることができました。療育手帳を 1 年がかりにして得ることもできました。今後いろいろな危機が訪れると思います。

## ケース 2

**O さん 年齢 35 歳 男性**

初回相談月 平成 21 年 4 月

疾病等の状況 知的障害 療育手帳 B2 抑うつ気分 睡眠障害（単に昼寝をして夜に眠れない場合もある）安定剤、睡眠薬を服用

H21 年 4 月から居宅保護開始

〔職歴・生活歴〕

### 職歴

主に飯場が中心 全国を転々とする。

本人はスピードを要求される仕事が苦手でガードマンや清掃の仕事が向いていると話す。

### ギャンブル依存・金銭面

保護費支給後しばらくは、光熱費などの支払いに現金を渡し、「くれぐれも博打をしないように」と念を押し送り出すが、5 分後には博打場にいるという徹底振り。

ときには、通所施設などのイベント参加費の支払いを終えた後にキャンセルをして、返金分を受け取りそのまま、ギャンブルへ行くこともある。

人に頼まれると断れないという問題を抱える。結果、携帯電話キャリア三社に料金滞納、消費者金融会社に借り入れあり。全て名義貸しによるもの。消費者金融に関しては、時効の援用手続きで処理。

### 趣味

趣味はネットカフェであるが、ネットカフェで眠ってしまい、深夜に延長料金の支払いができなくなり帰れなくなることや、睡眠不足で翌日の仕事を無断欠勤するなどの影響が出る為、平日のネットカフェ通いは止めてもらっている。

### 放浪癖・家出とイジメ

小学校の頃から家出経験が数回あり、また長期間イジメにあっていた。

数年前居宅保護を受けたことがあり、自宅が友人のたまり場にされてしまった。生活費をたかられた結果、家を飛び出してしまう事があった。

昔から、朝起きた時に急に家を出たくなる時があるらしい。それは現在も続いている。

以下 支援開始以降の家出歴。

※ 一回目 平成 21 年 7 月

保護費支給日に事務所で待ち合わせをしていたが現れず、役所へ問い合わせると本人が直接受け取りに来たらし、そのまま行方不明になる。

4 日後、所持金が無くなり帰ってくる。

その間、日中はパチンコ、夜はサウナに泊まり 4 日で約 12 万円を使い切ってしまう。

本人の話によると「保護費を受け取った瞬間、手が震え、そのまま逃げてしまった」

現在も 1 万円札が手のひらに載ると震えが止まらない。

※ 二回目 平成 22 年 1 月

センターで手配師に声をかけられ、そのまま滋賀県の飯場へ。結局、仕事が無くて、2 日で帰ってくる事になる。

※ 三回目 平成 22 年 3 月

公園就労体験中であつたが、無断欠勤が続き連絡が途絶える。

こちらからの、電話、メールに一切応答せず。外部からの連絡を断つために着信拒否設定をしている。

数日後、「もう帰りません、僕は自立します」とメールが届き、つづいて「勝手に飛び出してすみません。これまで支援していただき、ありがとうございました。」と言った内容の葉書が届いた。最初は何か、トラブルに巻き込まれたのかと心配したが、1 週間を過ぎた頃から少しずつ、連絡が取れるようになり状況把握が可能になる。

経緯は、以前に働いていた飯場から仕事があるとの誘いに乗り、家を出たようだ。

飯場に対して借金を作ったらしく、その交渉を兼ねて滋賀県まで迎えに行くことになる。実際のところ、14 日間で仕事に就けたのは 3 日のみ。

現在は「飯場に行きたい時は、行かせてあげるから、ちゃんと行ってから行くように」と予防策を張っている。

飯場では、かなり辛い思いをしたらしく反省しているかに見えたがある夜、南警察から O さんを拘束していると連絡が入る。内容は、万引きであつた。

その後の面談で、状況を聞いてみると、持っていたリュックに無造作に詰め込んだようである。その大胆な手法にもかかわらず捕まるとは思っていなかったようだ。

そのものが特に欲しかった訳でもなく、何か刺激を求めて、気が付けば詰め込んでいたと話す。警察に拘束されたショックから、しばらく不眠、体調不良がつづく。

## 日常生活

現在、月曜～金曜日の週 5 回は作業所へ通いながら、日曜日は昼食会に参加。毎週木曜日は就職活動日と決めて、ハローワークへ仕事探し。月に 1～2 回のペースで GA(ギャンブラーズ・アノニマス)へ通所。また空手の稽古にも参加しており、創部時からのメンバーでダイエットと自分に自信をつける事を目的として参加している。

毎朝、NPO釜ヶ崎南事務所に寄り、作業所へ行くのが日課となっているが、月に 3 回ほど意図的かは不明だが「今、起きたので、そのまま作業所へ行きます」と同じパターンでメールが入る。その時は、必ずと言っていいほど、作業所を無断欠勤している。(たいてい月曜、火曜、金曜の 1 回ずつ)

欠勤日は昼寝をするので夜に眠れないという悪循環になり、「眠れないです」と連絡がはいる。欠勤日と空手の稽古日が重なる時は、自宅まで呼びに行き、重い腰を上げてもらい、参加してもらっている。一旦、稽古に入ると真面目であり、多少の自信も付き、稽古後は満足気に帰っていく。最近では、眠れない時は、自宅で一人稽古をして銭湯に行き汗を流すと、よく眠れるらしい。睡眠薬の量も以前と比べると減ってきている。

O さんが言うには、昨年春頃から比べると、少しずつではあるが、口数も増え、人の目を見て話せるよ

うにもなってきた。

## 注意点と対応策

### 〔金銭管理と健康管理〕

失敗を繰り返していた頃は、毎日の金銭管理が必要であった。いろいろな方法を試してきたが、一回あたりの上限金額の把握と基本は週二回の金銭管理で落ち着いている。また週末は、多めに渡しネットカフェ代などに充てている。また失敗時に備えて買出しは欠かせない。

休日前の失敗で、休日中に食事が取れないという事態に備えて、予め 10 日分の食料を準備しておく。買出しに関しては、昨年末頃から、一人でも行けるようになっている。

ただ食べ過ぎで、ウェイトオーバー気味になっているので買出し時に、栄養バランスを考えたメモを渡しておくと同時に、運動不足・不眠解消の為に、定期的に適度な運動も続けていく。

上限金額を超えて、現金を渡す場合は<ギャンブル禁止>と書いた封筒に入れて渡す事になっている。このギャンブル禁止封筒は、なかなか効果的であり、本人曰く、その封筒を見ると相談員の顔が浮かび、手が止まるらしい。

月に 2 回ほど、GAにも通所。通所回数に応じて色違いのキーホルダーがもらえるので、それを楽しみにしている。

ギャンブル以外にも、個人間の金銭トラブルに巻き込まれる可能性も高いので注意が必要である。

### 〔仕事探し〕

全く仕事をしない期間を作らないようにする。当然ながら時間を持て余すと、ギャンブルへ行く確率も高くなる。

仕事探しは、作業所をベースにして次の仕事を見つけ、徐々にその比率を変えていく。Oさんは、仕事探しに意欲的であるが、派遣登録をした場合は、労働条件を聞かれると「勤務日数、勤務時間はいつでも大丈夫です」と答えてしまう。しかし、現実には、体力・処理能力面でも、対応できない部分が多い。意欲的な部分は大切にしつつも、負担になり過ぎない労働条件の調整が必要である。

ハローワークで求人検索する場合は、紹介を受ける前に求人票を持ってきてもらい、作業所のスタッフとも相談をしながら、チェックする事になっている。

今のところ、作業所以外の仕事をやる場合は、週に3日程度、1日4時間前後が望ましい。

### 〔オフの過ごし方〕

元々、放浪癖があるため、出たくなる前に、月一回程度、目の届く範囲の小旅行を企画して常に連絡が取れる状態にしておく。また希望に応じ通所施設などのイベントにも参加してもらう。

その他、週ごとに小さな目標を決めて、本人の希望を聞きながら達成した時のご褒美を決めている。(お小遣いUPや買い物など..)

支援とは一緒に遊ぶこと。

その人にあった支援はどういったものか、手探りで進めていくなかで、支援は徐々に柔らかく、フィットしたものになっていく。自分よりかなり年が若い弟に対してするような支援と想像してみるとわかりやすいだろうか。支援するということの内容には、信頼が培われていくなれば、多分に遊びの要素が含まれている。野宿からの脱出のための緊急支援・居宅保護になるまでの一時的支援でとどまってしまった場合には、みつけないことができない自由の空間が、当事者と支援者の間に少しずつ広がっていくのです。

## 【4】まとめにかえて

平成 22 年度は主に【2】で傾向として表れてきていることと向かいあっていくなかで、相談機能の緊密化を図っていきたいと思います。相談に来られた方に学びながら、あきらめと遊びを両輪にして、共に悩み、共に取り組んでいきたいと思います。

(文責：細谷 憲一朗、 松本 裕文)

## 平成 21 年度 自転車修理講習事業報告

平成 18 年 5 月より、技能講習の 1 つとして、自転車修理講習を「禁酒の館(西成消防署海道出張所跡地)」で開始した。

### 自転車修理講習実績

- ・講習日数 225 日
- ・講習時間 午前 9 時から午前 12 時まで(3 時間)  
10 月 19 日より午前 9 時から午後 4 時まで(6 時間)
- ・講習手当 1 回受講につき 1500 円  
10 月 19 日より 1 回受講につき 4000 円
- ・講習登録人数 59 人(平均年齢 49.2 歳)
- ・講習受講人数 55 人(平均年齢 49.4 歳)
- ・延べ講習出席人数 440 人(1 日平均 2.0 人出席)
- ・講習終了後リサイクル部門参加人数 8 人

### 自転車修理講習内容

自転車リサイクル部門へ、スムーズに参加していただくための講習として、自転車の分解・組立、磨き方や塗装の仕方などを中心に行っています。

### 平成 22 年度に向けての課題

今年度までは、自転車リサイクル部門に参加していただくための講習と位置付けて実施してきましたが、リサイクル作業員が満員(定員 10 名)となり、今後増員できない状況となりました。平成 22 年度は、講習終了後の受け皿が無くなってしまったので、パンク修理などを中心にした講習に変更していかなくてはならない。



## 平成 21 年度 自転車リサイクル部門事業報告

自転車リサイクル部門は、自転車修理講習終了後、更に詳しく本格的に自転車修理をやってみたいと思われる方を対象に始めた、中古車再生事業です。

また、平成 21 年 6 月よりふるさと雇用再生基金事業の一つとして、自転車リサイクルシステム構築事業が開始されました。

### 自転車リサイクル部門実績

- ・リサイクル作業日数 295 日

- ・リサイクル作業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時(休憩 90 分含む)
- ・リサイクル部門登録人数 41 人(お仕事支援部自転車解体作業者 27 人含む)
- ・延べリサイクル部門出席人数 1482 人
  - 内訳 組立 824 人(工程一貫作業者含む)
  - 解体のみ 121 人
  - 磨き 452 人
  - 運搬等 85 人
- ・自転車リサイクル台数 553 台(小学校レンタル用自転車除く)
- ・自転車解体台数 1894 台
- ・住吉、住之江公園レンタサイクル点検整備 50 台
- ・すみ すみふえすた参加(住吉公園)
- ・第 45 回衆議院選挙用自転車、41 台レンタル
- ・大阪ベイサイドパーティに自転車 110 台レンタル
- ・大阪市立小学校 3 校に交通安全教育用自転車延べ 48 台レンタル
- ・西成消防署と災害時における物資(自転車)の供給協力に関する協定を結ぶ。
- ・大阪市災害復旧訓練参

#### リサイクル自転車納品内訳

- |            |       |         |      |
|------------|-------|---------|------|
| ・大阪市関係     | 177 台 | ・大阪府関係  | 6 台  |
| ・一般企業関係    | 240 台 | ・自転車小売店 | 45 台 |
| ・釜ヶ崎支援機構関係 | 88 台  |         |      |

#### リサイクル部門作業内容

大阪市関係の大学・卸売市場・区役所・病院・図書館・消防署・スポーツセンター他、公園、一般企業、マンション管理組合等より頂いた廃棄処分予定の自転車を引き取り、点検、全分解、磨き、塗装、部品交換、組付け、調整、点検までの作業を行い、安全で綺麗な自転車にリサイクルするため、作業員 1 人 1 人が納得するまで整備しています。また、納車自転車の不具合や修理依頼等、利用者からの貴重情報をリサイクル部門の財産とし、日々品質および技術の向上に努めています。

製品としてのリサイクルできない自転車は解体し、鉄へのリサイクルを行っています。

自転車引き取り作業や自転車解体作業は、お仕事支援部への仕事提供にもなっています。

#### 平成 22 年度に向けての課題

自転車リサイクルシステム構築事業の二年目の年度になりますが、平成 21 年度の末に作業員 10 名体制が整ったばかりなので、リサイクル作業の基本を確実に体得していただき、数多くの注文が入った時にも、慌てることなく作業ができる状態に早くなっていかなければならない。



## 平成21年度 園芸関係事業報告(高齢日雇労働者就労支援事業)

能力活用に係る園芸関係並びに公園管理の基本作業及び基礎学習を習得する事により、西成区あいりん地区の高齢日雇労働者並びにホームレス状況の高齢者の就労拡大とともに、生活改善により健康で安定した生活への足がかりになって頂く事を目標とした事業であります。

### ① 高齢日雇労働者就労支援事業「園芸作業講習」

平成 18 年度より大阪市ゆとりとみどり振興局各方面の公園管理事務所のご協力を得まして、年に 3 期間の講習を実施することとなり、受講者は 1 期講習に 7~8 名と当機構より指導員 1 名の定員です。1 期間の受講日数は 18 日間で、受講内容は草花の育て方・樹木の剪定整枝・機械器具の安全な取り扱い・花壇管理・肥料・芝生管理・薬剤散布[農薬]・他多様のカリキュラムを組んでいただき、全ての基礎学習と技能講習を各方面の公園事務所にて受講いたします。

受講時間は午前 9 時に予定の公園事務所に集合し、職員の方々とラジオ体操から始まり 12 時までの 3 時間です。18・19・20 年度は年 3 期間の講習を終了しまして、21 年度は 5 月・10 月の 2 期間の講習を実施していただきました。本年度で 4 年を経過しまして、延べ講習は 11 期 (198 日間)、受講者総数は ( 83 名 ) の講習を終了いたしました。何のトラブルや事故もなく無事終了させて頂きましたのも、一重に各公園事務所職員講師の方々のお陰と感謝いたします。

### ② 住之江公園での園芸作業講習

住之江公園管理事務所のご協力で、大阪市ゆとりとみどり振興局での午前中の講習終了後は住之江公園にて昼食休憩をとり、午後 1 時から 4 時までの 3 時間は午前中に習った受講内容の復習と実技と安全作業の基本を中心に当機構園芸講習指導員が講習をいたします。また公園事務所の作業予定に講習を兼ねて実作業をして頂き、樹木管理・草花・花壇の管理等広く公園管理全般の作業を習得して頂くものであります。

受講研修手当金＝①②は同日セットで 1 日一律 / 3000 円支給 (内 1500 円は NPO 負担)

年 度	①園芸作業講習	②住之江公園園芸講習
平成18年度	3期 / 20 名受講	3期 / 20 名受講
平成19年度	3期 / 21 名受講	3期 / 21 名受講
平成20年度	3期 / 27 名受講	3期 / 27 名受講
平成21年度	2期講習 / 15 名受講	2期講習 / 15 名受講

延べ講習は 11 期 (198 日間 )  
受講者総数は (83 名) の講習を終了

### 住之江公園・住吉公園 園内作業(NPO就労支援事業)

住之江公園・住吉公園並びに当機構は同公園の公園管理共同体でありまして、各公園管理の所長様のご協力により、上記「園芸作業講習」を受講された方々を対象として、同公園内作業全般の就労を提供して下さいました。感謝いたします。

園芸講習で学習した事を繰り返し行う事で、より深い知識と技能向上につながります。平成 18 年度～ 21 年度まで毎日平均 2 名の作業員を受け入れして下さい、登録された方々は決められたシフトで出勤するという形式で現在も継続しております。当然年ごとにメンバーの入れ替わりはありますが、常に平均 13~14 名が月のシフトに登録されております。作業時間・賃金＝Am8 時半~Pm4 時半 / 一律 1 日出勤＝6000 円、半日出勤 Am8 時半~Am11 時半＝一律 2500 円です。

(平成 21 年 4 月～22 年 3 月 31 日までの 12 カ月)

平成 21 年度住之江公園就労実績	延べ作業人数	延べ実員数	延べ日数
半日作業：一律 2500 円	317 人	14 人	313 日
月 平 均	26.4 人		26 日
一日作業：一律 6000 円	468 人	14 人	359 日
月 平 均	39.0 人		30 日

(平成 21 年 4 月～22 年 3 月までの 12 カ月)

平成 21 年度住吉公園就労実績	延べ作業人数	延べ実員数	延べ日数
半日作業:一律 2500 円	47 人	12 人	24 日
月平均	3.9 人		2 日
一日作業:一律 6000 円	4 人	4 人	4 日
月平均	0.33 人		0.33 日

大阪市ゆとりとみどり振興局のご協力による、

**平成 21 年度新事業 高齢日雇い労働者就労支援事業にかかる経験者講習**

平成 18 年度より実施されました各公園での「園芸作業講習」受講者を対象としまして、大阪市ゆとりとみどり振興局の各方面の公園管理事務所のご協力で大阪市内の管理地区公園内で職員の方々と一緒に除草作業並びに樹木の刈り込み等の作業を行うことで、より一層の技能向上とあらゆる面での安全作業の基本を習得して頂く事業であります。

《年間予定》

平成 21 年 4 月～11 月までの 8 カ月間

月平均 7～10 日間で延べ 60 日間の予定(各方面公園事務所の年間作業予定通り)

受講者数は一日 5 名と当機構指導員 1 名

受講手当金＝一律 4900 円(内 400 円は弁当代)

年間延作業人数＝300 人

年月	実施公園事務所	作業場所	作業内容	作業日数	作業人数	
平成 21 年 4 月	天王寺動植物公園事務所	南港中央公園	除草	5	25	
	花博記念公園事務所	同公園内	除草	5	24	
平成 21 年 5 月	東部方面公園事務所	同公園 梅園内	除草	4	20	
	十三公園事務所	同公園内	除草	2	10	
平成 21 年 6 月	南部方面公園事務所	浅香中央公園	刈り込み	4	19	
	港・大正公園事務所	千島公園	除草	3	15	
平成 21 年 7 月	北部方面公園事務所	桜ノ宮公園左岸・右岸	除草・刈り込み	6	28	
	十三公園事務所	淀川公園	刈り込み	5	23	
	東部方面公園事務所	同公園 梅園内	除草	2	9	
平成 21 年 8 月	真田山公園事務所	宰相山公園(陸軍墓地)	除草	3	15	
平成 21 年 8 月	天王寺動植物公園事務所	南港中央公園	除草	2	10	
	天王寺動植物公園事務所	南港中央公園	除草	3	16	
平成 21 年 9 月	真田山公園事務所	宰相山公園(陸軍墓地)	除草	3	15	
平成 21 年 10 月	北部方面公園事務所	桜ノ宮公園左岸・右岸	除草	2	8	
	港・大正公園事務所	中島公園	除草	3	14	
	花博記念公園事務所	同公園内	除草	5	24	
平成 21 年 11 月	東部方面公園事務所	大阪城公園内	除草	3	14	
				作業実員 14 名	60 日	289 人

※経験者講習参加者実員数 14 名は①②の園芸講習受講後 住之江公園にて作業経験を重ねたメンバーです。

**平成21年度のNPO就労(一般請負仕事)実績**

本年度の請負仕事の内容は、前年度と変わらず樹木の剪定・花の植え込み関係・薬剤散布  
その他公園内補助作業といったところです。

一般請負作業日数	作業延べ人数	作業実員数
41 日	84 人	14 名・他自立支援 10 名

花壇やプランターの花の管理におきましては住之江公園にて実戦を重ねていますので、適切な判断で本作業を行っております。樹木の剪定におきましても、請負にて実戦を重ねる毎に上達してまいりました。当機構の園芸作業メンバーの方々も一般請負の仕事には意欲的で、特に樹木の剪定は特殊な技能であるのと、美しく剪定出来た時の芸術的な感覚で満足感があるからでしょう。今後の課題としましては民間からの仕事の拡大で一層の就労拡大をと思います。

**平成 22 年 3 月末現在までの高齢日雇い労働者就労支援事業 園芸講習受講者の状況**

基よりあいりん地区の高齢者 55 歳位から 60 歳前後の方を対象に受講者を応募し、園芸講習の受講をきっかけに半ドヤ・野宿・シェルター利用等のホームレス生活から脱却し、就労意欲と人並の健康的な生活をして頂く為の事業であります。平成 18 年より実施され現在までに多くの方々が受講され、さらに住之江公園・住吉公園・経験者講習での作業や民間からの請負仕事など多く経験され、また当機構に対しても大変協力的に貢献していただいております。今後さらに就労の拡大をと思うのでありますが、反面、年々高齢化と共に体力の限界や持病などの悪化も原因で引退され、生活保護を受給される方が多くなってまいりました。とことん体を痛めてからでは不幸でありますので、早めに安定した生活を望みます。一部の方であります。生活保護受給後、住之江公園にボランティアで作業して下さったり、また後輩の方々の指導をして下さる方もおられ嬉しく思います。平成 18 年当時はメンバーの方々の半数近くが半ドヤ・野宿・シェルター利用の生活でありましたが、現在当機構園芸活動に参加されている 14 名の方全員がドヤ宿泊かアパートで生活されております。園芸活動を通じて多くの仲間同士の信頼や協調が深まった事と、同じ仕事をする仲間への思いやりのようなものが深まったように感じ取れます。

平成 21 年度より生活保護受給される方が急増しました。同じ仲間同士が次々と受給され安定した生活をみれば自分の事も考えるのは当然のことと思います。殆どの方は長年建設・土木の様な過酷な労働に体を痛めてきているので、これ以上無理をせず自分の健康を考えてほしいと思います。

《園芸作業メンバーの方々の状況》

平成 22 年 3 月現在

園芸講習 総受講者数	83 名	以下はその後の状況  平成 21 年度より急増、年齢 60 歳～65 歳 本来の持病悪化が多い。 その後詳細不明 花屋ボンにて店頭販売体験就労（園芸講習受講修了者） 第 1 期生で優秀な方でしたが、長年のホームレス生活に体力の限界(62 歳) 現在住吉・住之江公園・大阪市ゆとりとみどり振興局の経験者作業講習に参加。他 NPO 請負仕事等に就労
平成 19 年生活保護受給者	2 名	
平成 20 年生活保護受給者	2 名	
平成 21 年生活保護受給者	6 名	
平成 22 年 1 月生活保護受給者	3 名	
就 職 者	7 名	
街の花屋 BON 経験者	20 名	
死 亡 者	1 名	
現住之江公園作業メンバー	14 名	

以上、平成 21 年度の NPO 釜ヶ崎支援機構 高齢日雇い就労支援事業にかかる園芸関係のご報告をさせていただきます。なお平成 22 年度における同関係事業を継続して下さいました事に、各方面関係の方々に厚く御礼申し上げます。

NPO 釜ヶ崎支援機構 事業担当: 藤口 好博

## 特別清掃プレ健康診断

事務局次長 松繁 弓子  
生活・福祉相談業務統括 尾松 郷子

### <はじめに>

2009 年 秋、NPO 釜ヶ崎へ大阪府済生会から「何か、することはありませんか。」という支援協力の申し出があった。事務局長は、特別清掃に登録している輪番労働者の健康診断を提案した。1 日の就労者は約 200 人。仕事に出て行く前に問診、血圧測定、採血をしなければならない。輪番紹介が一巡するのに 4、5 日はかかる。日々雇用の輪番労働者の健康診断は一般の健康診断とはどうしても、形がちがう。だが、大阪府済生会は「とにかく、やってみましょう。」と快諾してくれた。

本当のところ、暗中模索だった。12 月に行われた、1 日だけの特別清掃プレ健康診断によって、健診、結果返し、その後のフォローと全体の流れがようやく、つかめてきた。9 月の本格実施に向けて、準備がすすんでいる。

### <プレ健診の実施>

健康診断に協力してくれた人たちそれぞれの立場、思いなどいろいろなものがあると思われるが、今回の健康診断の目的は、NPO 釜ヶ崎支援機構としては、単に健康診断をすることだけが目的ではない。輪番労働者が自分の身体の状況を把握することは言うまでもなく、野宿から抜け出して、寝るところ、食事をとることができるようになることをすすめる第一歩である。なぜなら、何もしないよりはましたが、野宿している状態で服薬をしても「仕方がない」というのは言い過ぎかもしれないが、野宿状態のままでは、本当に体を治していくことはできないからだ。また、医療機関の方たちに釜ヶ崎の労働者がおかれている状況を少しでも知ってもらい、活用できる医療機関、社会資源を拡大するためのきっかけとなればと思い、取り組んでいる。

実質的には、健康診断のプレとして、特別清掃に登録している輪番労働者に対して、2009 年 12 月 17 日(木)、就労に来た人たち 206 人に(うち拒否した人は 3 人)対して、まず問診をしてから、採血と血圧測定を行った。血圧測定に関しては、最初機械で測定を行い、最高血圧が 200 をこえた場合、再度水銀柱で医師が測定しなおし、要医療かどうかの判断をした。その後採血を行って、パンをとってもらい仕事にでかけてもらった。

200 以上の血圧があり要医療と判断された人は 11 人、加えて 1 人の方が自主的に受診をすることとなった。

採血の結果は、1 月 27 日(水)から随時本人に返却することとなった。採血の結果、要医療を意味する「C 判定」になったのは 38 人だった(うち高血圧の要医療も含まれている)。



<受診の仕方>

要医療と言われた人たち、くわえて自分の身体に不安があり医師に相談したいと思っている人たちは、済生会より来ていただいた医師(2名)、もしくは社会医療センターに非常勤で来ている医師(1名)から、採血の結果の説明を受け、紹介状を作成してもらい、あいりん地区内にある無料低額診療施設の大阪社会医療センター付属病院受診をすすめてもらうことになる。

受診にあたって、特別清掃に登録している人たちは、野宿をしている、もしくはシェルターに宿泊している人たちが多く、国民健康保険・日雇健康保険に加入していない人がほとんどで、受診に際しては、前日寝泊まりしていた場所により、管轄の役所に行き、診療依頼券をもらい受診することとなる。具体的には、ほとんどの人がシェルターを利用しているので、みんなで一緒に、あいりん地区の福祉事務所である大阪市立更生相談所に大阪社会医療センター宛の診療依頼券をもらいに行き、当日受診することとなる。受診が必要と判断された人たちの中には、今まで、大阪市立更生相談所も、大阪社会医療センターも、緊急的に法外で泊まらせてもらうことができる三徳寮ケアセンターも、利用したことがない人たちが、輪番労働者の中でも「意外に」多かった印象を受けた。

<全体の傾向>

要医療になった人は健康診断を受けた人たちの約 2 割にとどまった。うちもっとも多くの割合を占めていたのが、高血圧、次いで糖尿病、脂質(コレステロール)、肝臓の順番になっていた(表 1 要医療の人たちの内容)。

異常値	人数	割合 1	割合 2
所見 1(血圧)	34	16.7%	89.5%
所見 2(脂質)	10	4.9%	26.3%
所見 3(肝臓)	8	3.9%	21.1%
所見 4(血赤血球・血色素)	1	0.5%	2.6%
所見 5(糖尿病)	14	6.9%	36.8%
所見 6(腎臓)	2	1.0%	5.3%
C 判定者	38	18.7%	100.0%
健康診断受診者	203	100.0%	

表 1 要医療の人たちの内容

高血圧の場合、健康診断のその場でわかるので、特別清掃の現場に行ってもらうのをやめて待機してもらい、社会医療センターに 1 回は受診につなげることをした。しかしながら、一回の受診ですぐ降圧剤を処方してもらうことができた人たちと、肝機能が悪いためなどの理由ですぐに処方してもらえなかった人があり、一度の病院受診ですぐ対応してくれない、もしくはすぐ血圧が下がるというような目に見えた形で効果がでない場合、野宿している状態で食生活をはじめ生活全般に気をつけて、継続的に病院受診をするということは、<野宿からぬけだすことができなかったケース>のところでも紹介するが、なかなか難しいことだとわかった。それ以外の糖尿病、肝臓、腎臓も数回病院に通ったら完治するようなものではない。継続的な治療は、野宿状態ではありえないということを再認識させられた。

<野宿からぬけることができたケース>

結局、野宿から抜け出し居宅保護になった人は 6 人とどまっている。なかでもアルコールの専門治療を受けている人は 3 人いた。6 人しか野宿から抜ける手伝いをする事ができなかった…という感はあるが、これが現実ではある。

以下では、今回の健診で最も高い血圧をたたきだし、アルコールの問題もかかえており、再び野宿にもどることがないように、死ぬことがないようにするために、アルコールの専門治療を受けながら野宿から抜けたケースについてふれておく。

**【A さん 男性 50 代後半 高血圧 肝臓】**

健康診断を受けた中で最高記録の血圧(257/121)をたたき出した 50 代後半の男性。当日すぐに無料低額診療施設の大阪社会医療センター(内科)受診をし、降圧剤を 3 錠服薬開始することとなる。5 年前に結核で吐血し救急車で運ばれ、3 年前にも胃潰瘍になり吐血、1 年前も同じ症状で入退院を繰り返していた。しかし頭が痛いわけでもなく、ふらつくわけでもなく、血圧がこれだけ高いという自覚症状は全くなかった。

九州の中学校を卒業して、集団就職で名古屋の工場で半年働くも、もっと都会に行きたいと思い東京に行き左官の仕事を約 10 年、その後は関東圏の飯場をまわり建築日雇いの仕事をしてきた。釜ヶ崎に来たのは阪神大震災の頃、一年くらい前から日雇い仕事ができなくなり、シェルターが中心で、特別清掃に行ったときにはドヤ(簡易宿泊所)を利用するようになった。

降圧剤を服薬して 1 週間経つにもかかわらず、血圧は 218/120 となかなか下がらない。また、シェルターに泊まりながら野宿しながら服薬もないので、西成のあいりん地区内にある生活保護法外の緊急的に宿泊できる施設(三徳寮ケアセンター)を利用してもらったのだが、なかなか眠れないとい訴えが。環境がかわったことで眠れないということもあるが、今までの既往歴、顔をみると相当お酒を飲むのではないかと思われる。アルコールは「質の悪い安定剤」と精神科の医師はよく言う。眠れないから寝酒をしたら、さらに眠れなくなる。そこで飲酒歴をきくと、寝る前にワンカップ 1 本だけというが、仕事がなく収入が少ない結果、外的な要因で酒量が少ないのではないかと思われる。釜ヶ崎で相談業務を長年してきて、「どれだけ飲む」ときかれ、今までお酒での失敗があればあるほど、自己申告してもらった飲酒量は少なくなるものである。それだけ、「お酒飲み過ぎ」と言われてきているからだ。また、話を毎日少しずつして、年齢の割には物忘れが少しあり、疎通が悪いような気もする。

不眠の訴えがあったので精神科に受診してもらった。精神科の医師からもアルコールの話が出て、頭部の CT をとってアルコールによる萎縮を告げられ、このままでは物忘れがひどくなり、自分がどこの誰かもわからなくなるが、お酒を飲み続けるかやめるかどちらを選びますかという話になった。釜ヶ崎とは、長年アルコールを飲み続けていて、このまま飲み続けていたら将来なる自分の姿をしている「先輩」がたくさんいる。もちろんお酒をやめる以外の選択肢はない。アルコール依存症の治療の開始である。医師のすすめで、アルコール依存症の治療を通院で行っている専門病院に通うことになる。毎日通院、ミーティングに参加する治療プログラムが開始される。アルコール専門病院が休みの日は、病院の医師から NPO で抗酒剤を服薬するように言われ、NPO 釜ヶ崎の事務所に顔を出している。また日雇い生活が長かったので、生活保護のように一ヶ月に一回保護費を受け取り、計画的にお金を使っていくという生活習慣ではなかったので、お金を預かり一緒に金銭の使い方を考えていくようにした。

ここまで約 1 ヶ月の時間を要している。ただ、この頃には血圧も 162/90 まで下がっていた。

その後採血の結果をみると、肝臓の値は軒並み悪いが、特にアルコールを飲んでいるとあがる値(γ-GTP)が正常値の 5 倍にもなっていた。実際のところ、毎日焼酎を 3 本飲んでいたのである。アルコール依存症の治療をしてしばらくしてから、20 年くらい前に「アルコール依存症」で精神科に入院していたことがあるという話をしてくれた。

ここまで治療の体制を確立して、ようやく、大阪市立更生相談所から部屋をかりるための敷金支給の許可が出た。これはもちろん、部屋で亡くなること(孤独死)がないように、また再び野宿にもどることがないようにするための支援である。薬を眼前で服薬、お金をとりにくくすること、「管理」を目的とするというよりは、顔をみて話ができる相手をつくり、「関係性を維持すること」が目的ではある。

**<野宿からぬけだすことができなかったケース>**

**【B さん 男性 50 代後半 高血圧 肝臓】**

先に紹介した男性と状況は同じであるが、初回の血圧測定では(210/122)が、1 週間後の血圧測定では、内服をしていないにもかかわらず、血圧が(169/96)まで下がっていた。それ以上に問題になったのは、採血の結果、慢性肝障害であることがわかり、肝機能が回復してから降圧剤を処方しようということで、アルコールをやめるようにと内科医師からの指示があった。ただ、アルコール依存症の疑いをもって、精神科受診のすすめることはなかった。肝機能の悪さ、日頃の特別清掃に就労している様子から、飲酒歴についてきいてみると、休みの日は朝からでもついつい飲んでしまい、今日はもう飲むのをやめようと思うがついつい飲んでしまうという、飲みはじめのコントロールも飲み終わりのコントロールもなく、飲酒しては記憶をなくすことがわかり、精神科受診をすすめるも、降圧剤が処方されるまでは、内科での治療

に専念したいということで、2ヶ月間が経過、その間完全断酒できていたわけではなかった。

精神科を受診して、飲酒歴、頭部 CT より、アルコール依存症という病名がつき、このまま飲酒しつづければどうなるかという説明を受け、抗酒剤を処方、NPO 釜ヶ崎支援機構福祉相談部門で眼前服薬することとなるが、再飲酒、介入をうまくすることができず、アルコール依存症の治療を継続してフォローできていない状態で、現在にいたる結果となっている。内科の降圧剤はその後服薬していたと思われるが、飲酒している状態では改善はみこめない。どのタイミングで再度アルコール依存症の治療の介入をするか、様子見状態ではある。

#### 【Cさん 男性 60代前半 高血圧 高コレステロール 肝機能障害】

今回の健康診断をきっかけに、大阪社会医療センター（内科）を受診するようになった。血圧は（189/122）。今の生活は、年金と特別清掃で、なんとかドヤ（簡易宿所）で泊まることはできている。ただ、生活習慣を変えることは非常に難しい。日本酒は多いときで5~6合、平均3合は飲んでいる。65歳になったら居宅保護も考えるが、管理、例えば、お酒がダメとか、お金の使い方など管理されるのはイヤ。好きな酒を飲みたい。

#### 【Dさん 男性 50代後半 高血圧 貧血】

健康診断で測定した血圧は（196/120）。大阪社会医療センター（内科）受診した際、再度採血したところ貧血で、原因がよくわからないため検査入院をすすめられるが、本人がかたくなに拒否をした。大阪社会医療センター相談室からも NPO 釜ヶ崎支援機構に電話、入院をすすめてくれるようにとのことだった。

次回特別清掃に来たとき、再度、NPO 釜ヶ崎支援機構スタッフが声をかけ受診の必要性和入院の説得をすすめる。入院の準備もあるので、次回就労時に受診をすると約束するも、その後輪番がまわってきても就労に来ていない状況である。

どこかで体調が悪くなって救急車で搬送されているのか、年度が変わり新しい番号になってからまた就労しているのか確認して、なんとか貧血の原因を調べるためにも通院できる環境（居宅保護）を確保していきたいと思う。

特別清掃をはじめて10年以上なるが、体調のことが心配になって声をかけた結果、特別清掃にくることがなくなり、野宿しているためどこにいるのかわからず、追いかけることができなくなった人たちはいる。どのタイミングで声をかけたらいいのか、悩みつづけている。

#### <その後>

ここまでは、今回の特別清掃プレ健康診断であったケースなどを紹介したが、今回の健康診断の「ご縁」で、60代後半の輪番労働者を済生会中津病院で入院させてもらうことになった。このEさんは現在進行中である。

特別清掃に登録されているEさんは、過去に済生会中津病院に受診したことがあるので、どうしても済生会中津病院に受診したいという話が出て、無料低額診療施設なのでお願いすることになった。本人は済生会中津に受診したことがあると言っていたが、結局受診歴もなく、入院する前日、外来で済生会中津に受診、翌日も外来で受診しようと NPO 釜ヶ崎支援機構スタッフが部屋に迎えに行ったとき、ドヤ（簡易宿所）の廊下で倒れており、救急車を呼ぶことになった。ただ今までは、あいりん地区近隣の行路病院に搬送されるという「最悪」の道しかなかったが、今回は西成からは離れているが、本人が希望する医療に少しでも近づいてほしいという思いで、済生会中津病院に受け入れ体制を準備してもらい、救急車で搬送してもらった。

ただ、これから、本人、病院関係者、周りにいる支援者の試練がはじまると思っている。治療のことはもちろん、今まで経験したことがない問題が析出することは予想している。それをみんなで一緒に超えてこそ、健康診断をおこなっていく意味があると思っている。「つづく」だ。

## -生活改善事業（2008- 2009 年度報告）-

生活・福祉相談業務統括 尾松 郷子

### 1. 事業の目的

2008 年 4 月より大阪市からの受託事業として、「北シェルター(三徳緊急夜間宿所)」と「禁酒の館」で健康相談、生活相談を行っている。この事業は、「行政的」には、もともと第 3 火曜日にあいりん総合センター下で CR 車による結核検診があり、その前日に、シェルターの整理券を配布するときに案内のチラシを渡して、受診勧奨を目的としている。しかしながら、NPO 釜ヶ崎支援機構では、受診勧奨にとどまらず、「健康」にシェルターを利用するための健康相談ではなく、あきらかに福祉施策の対象となるべき要保護状態の利用者に対して、シェルター(野宿)生活からの脱却を支援(福祉・医療・就労支援)することを目的としている。

### 2. 事業の体制・実施内容

- (1) 医療従事者(看護師、保健師など)が相談者に対して健康相談(血圧測定、問診など)を行う。緊急の医療が必要な場合は関係スタッフ(シェルタースタッフなど)と連携をとり、救急車を要請し医療機関に引き継ぐ。必要があれば紹介状を発行し、無料低額診療施設である大阪社会医療センター附属病院受診を奨める。
- (2) 歯科医師による診療が行われ、必要があれば大阪社会医療センター歯科診療所などへの紹介状を作成、受診をすすめる。
- (3) 福祉相談部門担当者および生活改善事業担当者を中心に、生活相談を行い、必要があれば福祉相談部門(福祉)、市内対策部(福祉+就労)、およびお仕事支援部(就労)などに引き継いでいく。
- (4) 基本的には、北シェルターで月 2 回(第 1 火曜日と第 3 火曜日の CR 車による結核検診前日の月曜日:17:30~19:00)、禁酒の館で月 2 回(第 2、第 4 火曜日:13:00~14:15)を予定している。
- (5) 北シェルターに参加しているスタッフは、第 3 火曜日の CR 車による結核検診のある前日は、大阪市保健所、保健所分室より事務職と保健師が、それ以外も 4 名医療従事者(看護師や保健師など)から参加可能な方々(少なくとも 1 名)、歯科医師 2 名(当日は 1 名)、NPO 釜ヶ崎から福祉相談部門、市内対策部、お仕事支援部、事務局と、関係各部門から参加可能なスタッフが参加し、事務局全体で取り組む体制をとっている。一方、禁酒の館では看護師が 1 名、事業担当者 1 名、禁酒の館責任者 1 名の体制で取り組んでいる。

### 3. 実施状況

#### 3-1 実施日および相談者数

期間:2008 年度、2009 年度の 2 年間(北宿所;2008 年度 24 回・427 名、2009 年度 23 回・267 名、禁酒の館;2008 年度 27 回・141 名、2009 年度 24 回 187 名)。2008 年度で計 51 回、2009 年度で計 47 回、延べ 98 回、1,022 名からの相談を受けている(うち重複相談者は 103 名)。

(表 1 生活改善事業の月別・場所別・相談者数)をみてもわかるように、両年度とも、シェルターの利用者の数が多い、4~6 月、釜ヶ崎で日雇い仕事が少ない時期は、北宿所の相談者数も増加する傾向にある。一方で、2009 年度、特に言えることだが、禁酒の館の相談者数は変化がない状態になっている。これは後に述べるが、禁酒の館に相談に来ている層は、北宿所で相談している層と異なり、すでに生活保護を受給している層が多く、一定同じメンバーが健康相談に来ているという理由があげられる。

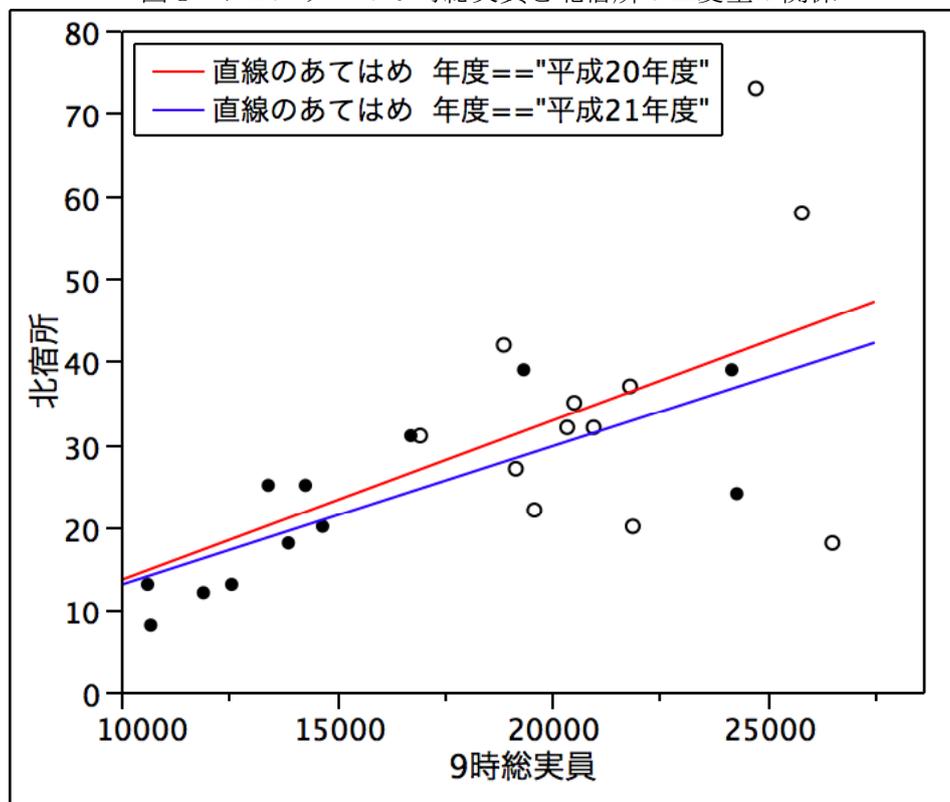
		相談者数			
年	月	北宿所	禁酒	計	累計
2008	4	58	8	66	66
	5	18	30	48	114
	6	73	20	93	207
	7	22	8	30	237
	8	31	6	37	274
	9	42	10	52	326
	10	35	7	42	368
	11	37	13	50	418
	12	32	7	39	457
	2009	1	32	9	41
2		27	7	34	532
3		20	16	36	568
合計		427	141	568	-

		相談者数			
年	月	北宿所	禁酒	計	累計
2009	4	39	8	47	47
	5	24	17	41	88
	6	39	19	58	146
	7	31	16	47	193
	8	25	15	40	233
	9	20	18	38	271
	10	25	20	45	316
	11	18	16	34	350
	12	12	11	23	373
	2010	1	8	18	26
2		13	14	27	426
3		13	15	28	454
合計		267	187	454	-

表 1 生活改善事業の月別・場所別・相談者数

次に、シェルターの利用者数(シェルターの 9 時総実員)と北宿所の相談者数の関係について、シェルターの利用者が増加すれば、単純に北宿所の相談者数が増加するのか、その関係について確認してみた。すると、(図 1 シェルターの 9 時総実員と北宿所の二変数の関係)についてみると、(○)が 2008 年度、(●)が 2009 年度の月別にプロットしたものであるが、2009 年度はシェルターの利用者数が増加すると北宿所の相談者数は増加しているが、2008 年度はシェルターの利用者数の増加と北宿所の相談者の増加に相関がみられない結果が得られた。

図 1 シェルターの 9 時総実員と北宿所の二変数の関係



なぜこのような結果になったのか、シェルター利用者の調査を行わないとわからないことが多いが、2009年度は2008年度に比べてシェルターの利用者が著しく減少したことを理由にあげることができる。なぜ、シェルター利用者が減少したのか。日本経済が好転した、センターからの日雇仕事が増え仕事に就くことができ、シェルターに泊まらなくてもよくなったからではなく、大阪市、特に釜ヶ崎で、生活保護制度に関する情報が拡がり、生活保護を活用しシェルター(野宿)から抜け出すことができた結果と思われる。つまり、シェルター利用者で居宅保護にかかれる層は野宿生活から抜け出し、いろいろな意味で、例えば一度居宅保護を受けて失敗している、もしくは生活保護という制度を知らないなど、「居宅保護にかかることができない」と思っている層が滞留、ふるいわけされた結果と思われる。実際、事例でも紹介するが、北宿所の相談者の中には、2008年度に比べて2009年度は、過去に居宅保護を受給していたが、アルコールやギャンブルなどの理由で失敗、再度なんとかならないかという相談が増えたという実感がある。

### 3-2 相談者の年齢分布

図2 北宿所相談者の年齢分布

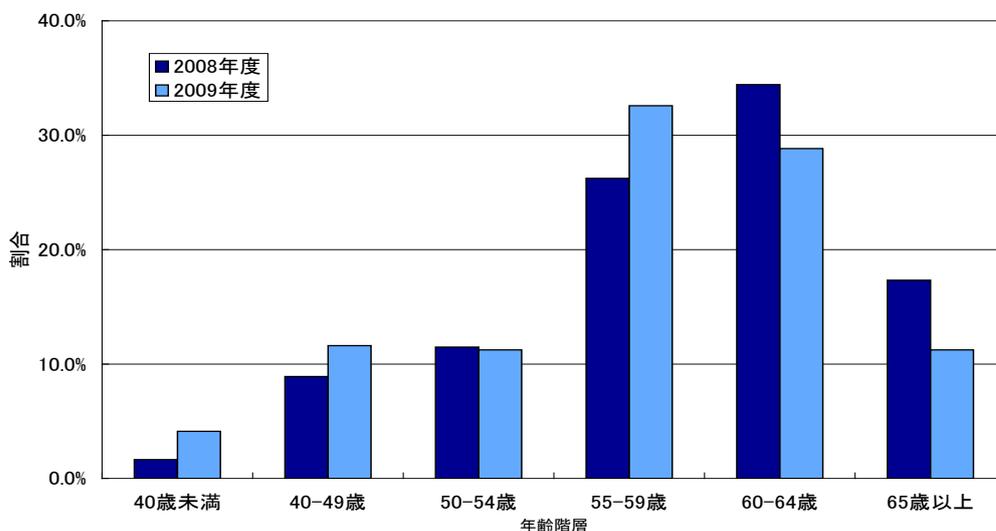
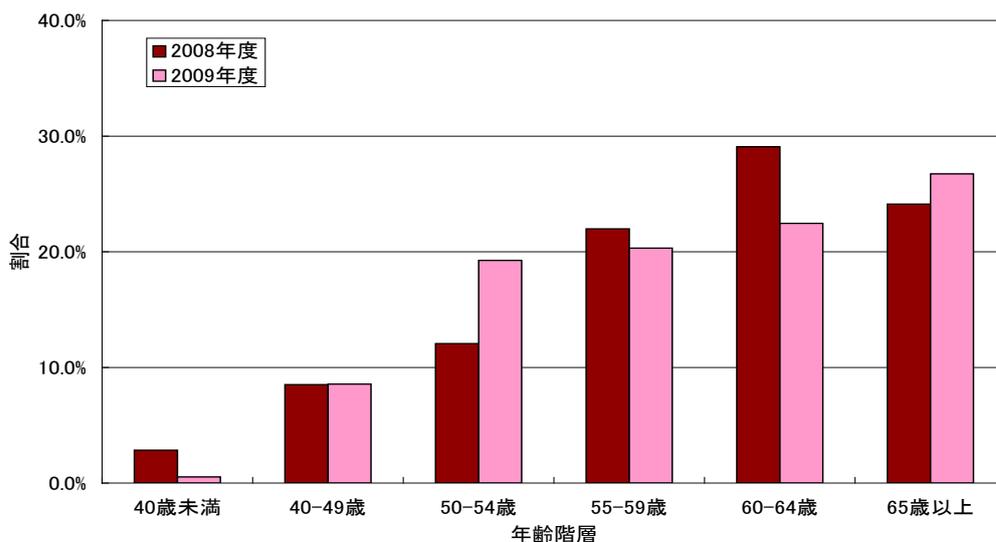


図3 禁酒の館相談者の年齢分布



相談場所別、年度別の年齢分布についてみると(図 2 北宿所相談者の年齢分布、図 3 禁酒の館相談者の年齢分布)、相談場所によってまずは大きく異なる。北宿所と比べて禁酒の館の相談者の年齢が高いということである。北宿所は、2008年度は60歳以上65歳未満の層が、2009年度は55歳以

上 60 歳未満の層がピークになり若年化がみられるが、禁酒の館では、2008 年度は 60 歳以上 65 歳未満、2009 年度は 65 歳以上の層の割合が高くなって、逆に高齢化がすすんでいる。これは、禁酒の館の相談者の内容をみても、すでに居宅保護を受給していて、血圧測定などを中心に何らかの相談にきているケースがみられた。居宅保護受給後、病院受診ではなく、気軽に身体のことを相談できる場所となっているようである。

### 3-3 相談者の特別清掃登録状況

次に、北宿所の相談者について、特別清掃に登録できる年齢が 55 歳以上なので、55 歳以上を母数にして特別清掃に登録している割合をみると、2008 年度で 51.4%、2009 年度で 44.3%となった。

特別清掃は、釜ヶ崎の高齢日雇い労働者が、野宿しても得られる数少ない収入源である。特別清掃に登録している割合が低いことをみると、①この不況で新たに困窮状態になった釜ヶ崎の層が相談にきている、②釜ヶ崎の労働者であるが特別清掃や生活保護などの情報を得ることが難しい層が相談にきている、③もともと釜ヶ崎の労働者でない層が相談にきている、など理由をあげることができる。

### 3-4 相談後の顛末

次に、北宿所に相談に来た人たちが、その後どうなったのか(表 2 北宿所相談者の顛末)をみると、2008 年度と 2009 年度でおおきな違いはなかった。

		北宿所(2008)		北宿所(2009)	
		人数	比率	人数	比率
居宅保護	アルコール	37	8.7%	17	6.4%
	知的	15	3.5%	3	1.1%
	精神	5	1.2%	11	4.1%
	その他	20	4.7%	15	5.6%
	計	77	18.0%	46	17.2%
施設		1	0.2%	1	0.4%
生活保護受給中		8	1.9%	2	0.7%
入院		14	3.3%	8	3.0%
その他		4	0.9%	10	3.7%
相談のみ		67	15.7%	33	12.4%
来ず		256	60.0%	167	62.5%
計		427	100.0%	267	100.0%

表 2 北宿所相談者の顛末

北宿所の相談に来てもらったにもかかわらず、翌日 NPO 釜ヶ崎の事務所に来て継続的な相談をと思っていたものの相談に来られなかったケース(「来ず」)、相談に来てくれたにもかかわらず継続的な支援ができなかったケース(「相談のみ」)が、相談者の 4 人に 3 人にものぼっている。

生活保護を受給しているにもかかわらず、シェルターを利用し、相談に来たケース(「生活保護受給中」)がわずかであるが存在した。その内容は、認知症がすすんで自分の家に帰れない状態になっているケース、保護費をおとしてしまい誰に相談することもできず、保護廃止になったと思っていたケースなど、何らかの支援が必要であるにもかかわらず、支援に繋がっていないケースであった。生活保護を受けているということは、少なくとも相談にいける場所としてケースワーカーがいるにもかかわらず…、と思い、再びシェルターを利用しなくもすむように、ケースワーカーと相談、介護保険やあんしんさぽーと(金銭管理)などの社会資源を検討、支援の仕組みを考えることがあった。

野宿からぬけだし居宅保護になった割合は、2008 年度で 18.0%、2009 年度で 17.2%となっている。居宅保護になった内訳で、「アルコール」とはアルコール依存症の治療を受けているケースを、また「知的」とは療育手帳を取得したケースを、「精神」は鬱病、統合失調症、覚醒剤後遺症など精神科に受診しているケースをさす。「その他」は精神科的な疾患を抱えていないものの、金銭管理をはじめ日

常に何らかの形で、居宅保護受給後も支援をしているケースが多く含まれている。

「入院」については、救急車を呼ばなければならない、緊急性を要するケースが 2008 年度 4 人、2009 年度 4 人いた。救急車を呼ぶ大きな理由は、血圧が以上に高い場合が多い。入院したケースの中には、2008 年度、2009 年度、各 1 人ずつ、そのまま病院で 1 ヶ月以内に亡くなったケースがある。そのような重篤な状態でシェルターを利用しているということを再認識させられた。

#### 4. 福祉相談部門につながった事例- 具体的な事例紹介と課題

2008 年度、2009 年度と生活改善事業、主に北宿所でどのような人たちが相談にきているのか、数値データをみてきたが、以下では具体的な事例を 3 名紹介しておく。

2 年間北シェルターの相談を行い、その後も福祉相談部門での継続的な支援をしているケースをみていて、2008 年度は社会資源を全く知らないケース、2009 年度は一度居宅保護にかかったにもかかわらず、様々な意味(主にはアルコール、もしくはギャンブル)でうまくいかず再野宿するケースが、印象として残っている。

##### 【Aさん 男性 30 代前半】

Aさんは 3 年前に釜ヶ崎に来た。シェルターに泊まるようになったのは、相談する半年前から。現金仕事(ガードマン)がある場合は仕事に行くが、2007 年度の年度末頃からほとんど仕事なくなってシェルターを利用するようになった。仕事に就きたいと思うが毎日の生活費がままならず、どうしたらいいのか困って北宿所の相談に来た。

もともと大阪の出身で小学校のときに母親を亡くし、弟と二人で中学校まで児童養護施設に入所していた。中学校卒業後は、定時制工業高校に通いながら住み込みでクリーニング店に働き、月給 15 万円程度で何とか生活していた。

しかし 3 年前、同僚の男性から 10 万円貸してくれと言われ、「困っているなら…」となげなしの貯金からお金を貸すも、返済してもらえずケンカになり、15 年以上勤めていたにもかかわらず退職せざるを得なくなった。

「西成に行けば仕事がある」という噂を聞いて西成に来るも、もともと体が大きくなく、建設日雇いの経験のないAさんは、ガードマンの仕事にしか就くことができなかった。3 年前仕事中に重い物を持ち上げ腰を痛め、仕事に就くことが難しくなり、公園で野宿しているところを巡回相談員に声をかけられ自立支援センターに入所する。

自立支援センター入所中、ホテルの清掃の仕事を見つけるが、試用期間の 2 週間で仕事を辞めてくださいと言われる。その後一生懸命仕事を探すもみつからず、退所期限が過ぎ退所する。ただひとつ気になったことは、自立支援センター入所中、戸籍を取り寄せたところ本人の知らないところで養子縁組されていることがわかった。思い出せば、西成に来る直前、大阪のミナミの繁華街で「仕事を紹介してやるから本籍地、住民票をおしえて」といわれ、仕事に就きたい一心で相手に伝えてしまった。2 回目会ったときには、結局仕事を紹介してくれることはなかった。

Aさんは自立支援センターに入所したことはあったが、釜ヶ崎の社会資源は全く知らなかった。腰が痛いけれども、夜も眠れないけどどうしたらいいのかわからなかった。まず、大阪社会医療センター整形外科と精神科の受診の方法を伝え、三徳ケアセンターに泊まりながら野宿しなくてもすむように、今後の生活を一緒に考えていこうと話をした。

本人の希望は働きながら部屋で生活していきたいということだった(半就労半福祉)。精神科の医師からは軽度の知的障害があると思われるので、求職活動を今後するにしても療育手帳取得してはどうかということで、居宅保護の方針はたった。

それから大阪市立更生相談所に相談に行ったところ、まず戸籍をとりよせて現在も養子縁組がなされているかどうか確認、養子縁組を解消するようにと指導があった。その理由として、生活保護の申請書の名前、部屋の見積もり、布団、家具什器の名前も変更する必要があるからというものだった。さらに「軽度の知的障害があるから、求職活動はしなくてもいいと言われた。」と落ち込んで帰ってきた。どのような発言が面接担当者から行われたかわからないが、Aさんに対する配慮がなかったことは明らかだった。

結局、NPO 釜ヶ崎支援機構福祉相談部門スタッフが声をかけ、市立更生相談所の面接担当者、そ

の上司も含め、今回の対応の問題点と今後の支援についての会議をひらき、Aさんは敷金支給され、居宅保護となった。

居宅保護受給後すでに 2 年が過ぎたが、その間、療育手帳をするための手続きを一緒にし、知らない間にされていた養子縁組の解消も弁護士さんのところに一緒に行った。それらの手続きが終わり、ようやく、知的障害者の人たちが利用できる訓練所に通い、現在も作業に励んでいる。また、今後のことを考え、あんしんさぽーと(権利擁護事業)を活用、金銭管理をお願いしている。友だちとの関係で悩んでいるとき、ケーブルテレビに加入してすごい金額の請求書が来たときなど、何か困ったらすぐ NPO 釜ヶ崎の事務所に来て、福祉相談部門のスタッフに「どうしましょう」ときている。そういう場所が必要である。

【Bさん 男性 50 代後半】

NPO 釜ヶ崎支援機構が 4 年前に居宅保護になる支援をおこなった。当時からリュウマチがあり、アルコールのことは気になっていたが、肝臓の値が悪いわけでもなく、アルコールによる失敗があったわけでもなく、介入することができなかった。

北宿所で相談に来た 1 ヶ月前までは居宅保護を受けていた。保護廃止になった理由をきくと、保護廃止になる前に交通事故にあい、その保険金が入って、それをもって飛び出した。それまでも、部屋の音が気になって担当ケースワーカーに相談、転居したいといったがダメと言われていたので、転居しようと思ったのだが、結局そのお金で飲酒、お金がなくなりシェルターを利用しているということだった。

再度居宅保護を考えるのであれば、①アルコールの治療を受けること、②役所へお金を返していかなければならないこと、③毎日 NPO にお金とお薬をとりにくることを条件に、相談当日からドヤ(簡易宿所)に泊まってもらった。翌日、大阪社会医療センター内科受診した。それから一週間もしない土曜日、息苦しいので救急車を呼んでほしいと事務所まで来た。

入院して肺炎であることがわかり、お見舞いに行ったときは、酸素マスクをして退院後の話をしていたが、1 ヶ月もしないで亡くなることとなった。再び野宿することがなければ、こんなことにならなかったのではないか、アルコールの治療をしていればこんなことにならなかったのではないか、アパート訪問をまめにしていればこんなことにならなかったのではないか、といろいろ考えることとなった。

【Cさん 男性 60 代後半】

北宿所の相談に来た最初の印象は、酒臭をさせ、歩くのもやっとなで、真っ青な顔色だったのを覚えている。

60 代後半で、本人は「今年」と言うが、Cさんの身なりからもう少し以前ではないかと思われるが、過去に浪速区で居宅保護を受給していた。結核で 4 回過去に入院して、手すりがないと階段をあがることができない。「もう一度生活保護にかかりたいのだが、なんとかならないか。」という相談だった。

過去に生活保護を受けていたのであれば、なぜ保護が廃止になったのかCさんにたずねるも要領を得ない。「保護費をもらいに行かなかつたらアパートを追い出された」、「なぜ保護費をもらいにいかなかったのか。」ときくと、「倒れたから」、「病院受診はしていたか。」ときくも、「覚えてない」、…。お金がなくて炊き出ししか食べられないと言いながら、酒臭がしていることを考えると、明らかにアルコールの問題があることはわかった。救急車を呼ぶほどではなかったが、高齢ということもあり、その日はドヤ(簡易宿所)に泊まってもらった。

翌日部屋に迎えにいくと、部屋の中には便失禁のあとがあった。社会医療センター内科と精神科を受診する。お酒がぬけた状態でも疎通が悪く、精神科の病院に入院することとなる。入院中は「好きで飲んでいるわけではないから、アルコールは飲まない」と繰り返して言うも、それ以上に治療に対する理解がすすむことはなかった。

再び野宿にもどらないために何らかの形の支援が必要ということで、サポーターハウスに入居、訪問看護を入れることにした。しかしながら、入居後すぐ服薬拒否がはじまり、訪問看護も初回から理由をつけて拒否、少量ではあるが飲酒している姿がみられた。部屋も洗濯物が散乱、食事のゴミも捨ててない状態ですごい状態であったが、部屋に入れることさえ拒んでいる状態だった。

その状態が数ヶ月続いた後、サポーターハウスのオーナーからCさんが多量飲酒をしている心配であるという電話が NPO 釜ヶ崎にあった。その翌日、飲酒して転倒、救急車で病院に運ばれたという連絡があった。頭部を強打し、出血、いつ亡くなくてもおかしくない状態だった。その後転院を繰り返し、てんかん薬を服薬、断酒することにより、退院できるまでの状態になった。ただ、飲酒して転倒、救急

車で搬送された結果、入院されていることは、本人全く理解していなかった。退院するまでに再度おなじことを繰り返さないために、ケースワーカー、サポーターハウスのオーナー、NPO スタッフで病院に話し合いに行った。①服薬は必ずすること、②介護保険を活用しヘルパーさんに部屋の片づけを頼むこと、③飲酒をしないことを 3 つの条件とした。これを確認の上、退院してきて約 2 ヶ月、今のところは何事もなくすぎている。

いずれのケースでも言えることだが、居宅保護受給後、失敗しないための支援の体制が早急につくられなければ、また最低でも見守り体制ができなければ、再び野宿にもどる人はなくならないと思う。

今日（きょう）2009 年 10 月 6 日（火）午後 5 時 20 分～7 時 30 分

# シェルター せいかつそうだん 宿所●生活相談

せいてん へきれき どんどん か  
青天の霹靂 どうどん 変わっていく C さん☀



ようやく涼しくなり始めた9月のある日、特掃の指導員から、事務所に電話がかかってきました。「輪番のCさんが、体調不良で待機しています。」3時過ぎ、特掃事務所へ戻ってきたCさんは、疲れた顔をしていた。

特掃に登録して 5、6年になるCさんが最近身の回りをかまわず、特掃にきてもぼんやりした様子が、気になっていたのは確かだった。

からだは大丈夫。というCさんだが、「Cさん、そろそろ、生活保護を受けること考えたらどうですか。」と声をかけた。でも、Cさんには深く心に根ざした悩みがあった。

そして、その夜おそく、シェルターに入ってきたCさんは、宿所生活相談にやってきました。心にすんと、と落ちることを聞くことになる。

(つづく)

つぎ シェルターせいかつそうだん がつ にち げつ  
次の宿所生活相談は10月19日(月)

さけの「酒、飲むな！」 い 言われてもなあ ☀



酒を飲むと、いやなことが忘れられるから...  
 と言っていたCさん。でも、そのいやなことを解決する方法がある。ということがわかったCさんは一歩一歩進んでいく。ただ、借金解決までの道のりは長い。まず、足元に立ち戻って、からだの状態はどうなのか。病気はないのか。野宿を続けているとからだを壊していく。まず、自身自身の確認をしてもらうことになった。  
 西成にきて、5、6年になるCさんだが、初めて、大阪社会医療センター精神科を受診した。生まれて初めて、自分の脳のレントゲン写真をみた。そして、病院受診をしたその日からケアセンターに入った、Cさんは酒をやめることを心に決め、ひとりで抗酒剤を飲み始める。  
 抗酒剤＝酒をやめるためのお守りの薬



あ あ 嗚呼ー やっぱり家はいいなあー ☀



Cさんは長い間、トラックの運転手をしていた。一生懸命働いたので、M市に家もある。お母さんと二人暮らしだったが、お母さんが亡くなってから、生活が変わっていった。パチンコも好きだ。酒も好きだ。そんな生活をしていると、お金は羽がはえて飛んでいった。気がついた時には大手消費者金融からの借金がとれなくなっていた。  
 家を捨ててしまったCさんは「家に帰りたい。」と言った。生活相談スタッフはCさんと一っしょに、M市役所へ生活保護の相談に行き、Cさんの家の止まっていた電気、ガス、水道を再開させた。  
 家に帰ることで、Cさんができるようになったこと  
 ① 銀行の通帳をつくることできた  
 ② 年金の手続きをすることができた  
 ③ ゆっくり眠ることができた。

つぎ シェルターせいかつそうだん がつ にち げつ  
 次の宿所生活相談は12月21日(月)

しゃっきん じこう せいりつ ばあい  
**借金には時効が成立している場合がある**☀

10年5月20日

〈時効〉 一定の期間が過ぎたために、権利の消滅・取得が生じること。

Cさんは借金があるから福祉を受けられないと思っていた。調べてみると、時効が成立していて、借金を払わなくてもいいことがわかった。ただ、昔の借金だから時効になっている、もう大丈夫。と勝手に思わないでほしい。時効が成立していても、支払う意思がないことを伝えるなど、必要な手続きはある。

とにかく、借金対策は自己判断しないで相談をしたほうがいだろう。時効を迎えていなくても、対策はあると思う。すぐには解決しなくても、抜け出せる道は必ずあるはずだ。



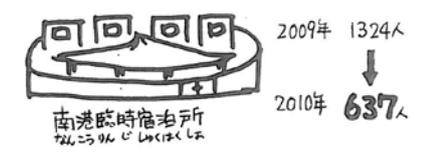
Cさんは家に帰ることができた。住民票を設定し、年金受給の手続きをし、年金も入ってきた。生活は大きく変わった。ただひとつだけ変わらなかったこと。それは、毎日お酒を飲む生活。Cさんは言う。「ひとりやからなあ。」さて、酒を必要としない人生とは？

分～7時00分  
**だん談**

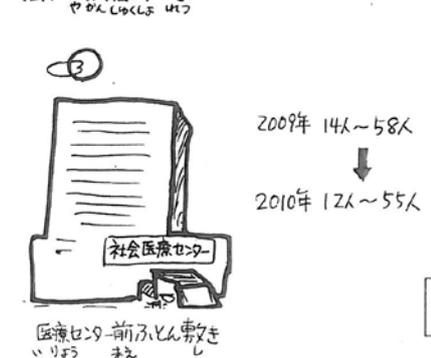
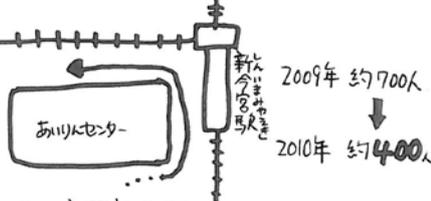


**みんなどこへいったのだろう？**

せいは 生保かな？ それとも・・・



今年、南港臨時宿泊所の入所者は去年の半分だった。夜間宿所の列は寒さが厳しくなっても長くならない。いつもと違う新しい年になった。何故か、世の中が動いている。その波動はよきにつけ、悪しきにつけ釜ヶ崎で暮らす仲間たちに伝わってくる。もう一度、自分自身の生活を見つめ直したらどうだろうか。



次の宿所生活相談は1月21日(月)



5 月 5 日住吉公園フェスタで、リサイクル自転車を展示販売

5 月 1 日連合大阪メーデー会場(大阪城公園)で、大阪希望館のカンパ集めと、リサイクル自転車・手作り花かごの展示販売を実施。



### 自転車リサイクル部門

5 月 1 日に大阪城公園で行われた、第 81 回大阪地方メーデー ～連合大阪結成 20 周年記念事業・ファイナルイベント～と、5 月 5 日には、住吉公園で行われた、すみ・すみ公園フェスタに参加しました。

両日も晴天に恵まれ、メーデーイベントでは、展示即売及び予約受付を行いました。初参加であり知られていないなか、3 台の自転車予約申し込みがありました。また、各労働組合の方から「もっと宣伝に回ってはどうか！」と言うお声かけも頂きました。

すみ・すみ公園フェスタは、3 年連続の参加で、子供自転車乗換サービスを実施し 2 件の申し込みと、大人の方からの 2 台の予約を受け付けました。去年乗換サービスを利用された方もおいでになり、「子供(小学 2 年生)がどんどん大きくなり大人用の折りたたみ自転車に乗れないか？」などの相談もありました。

どんどんイベントに参加して、リサイクルプラザの自転車の良さを多くの方に知っていただきたいと思っています。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 44 号 2010 年 5 月 20 日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777 E-mail: npokama@npokama.org

会費・寄付の振込口座: 郵便振替: 00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門の振込口座: 三菱東京 UFJ 銀行 萩之茶屋支店(普)1114951 釜ヶ崎支援機構

釜ヶ崎支援機構(南分室) 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 3-6-1 2

お仕事支援部 電話 06(6645)0246 FAX06(6645)0369 市内対策部 電話 06(6645)0388

リサイクルプラザ 電話 06(6630)6577 FAX06(6630)6578

海道出張所(禁酒の館) 電話/FAX 06(6718)6898

大阪希望館・相談センター 大阪市北区 電話 06(6374)0225 FAX06(6374)0226